

第2回智頭町議会定例会会議録

平成30年6月18日

(第2日)

智 頭 町 議 会

第2回智頭町議会定例会会議録

平成30年6月18日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 都橋 一仁	2番 安道 泰治
3番 國本 誠一	4番 河村 仁志
5番 大河原 昭洋	6番 高橋 達也
7番 岩本 富美男	8番 中野 ゆかり
9番 岸本 眞一郎	10番 酒本 敏興
11番 大藤 克紀	12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町 長	寺谷 誠一郎
副 町 長	金児 英夫
教 育 長	長石 彰祐
病院事業管理者	葉狩 一樹
総務課 長	矢部 整
企画課 長	酒本 和昌
税務住民課 長	江口 礼子
教育課 長	國岡 厚志
地域整備課 長	迎山 恵一

山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	國 政 昭 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	福 安 教 男
福 祉 課 参 事	山 本 洋 敬
病 院 事 務 部 長	矢 部 久 美 子

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	金 谷 百 恵
書 記	河 村 恵 太 郎

開 会 午 前 9 時 0 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、岩本富美男議員、
8番、中野ゆかり議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（谷口雅人） 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、お手元に配付しているとおりで。

なお、一般質問は、会議規則第61条第4項の規定により、一問一答とし、質問と答弁を合わせて40分以内とします。

それでは、受け付け順に、これより順次行います。

4番、河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 皆様、おはようございます。けさほど地震がありまして、大きな災害がないことを祈りつつ、質問に入らせていただきます。

議長の許可を得ましたので、通告に従って、順次質問いたします。

さて、今年の改選期から1年となります。私ごとですが、補欠選挙から数えて2年経過、議会に参加させていただき、日々貴重な経験、勉強をさせていただいておりますが、今年の選挙での公約5項目を私は掲げていますが、1番目に医療・住民福祉施策の推進を挙げて、活動を現在も行っているところです。

さて、今回の質問は、私のライフワークでもありますが、障がい福祉施策についてが2点と、関連して移住定住について1点で行います。

国における障害福祉計画に基づき、本年度から第5期障がい福祉計画が本町でも作成されています。

1つ目の質問ですけれども、障害者雇用率の件での質問です。この福祉計画の中にも達成されている部分、いまだ未達成な部分もあります。鳥取労働局管内のハローワークを通じた、平成29年度の障害者の就職件数は659件で、平成28年度実績648件に比べ1.7%の増加で、平成15年から15年連続でまいとし上回って過去最高を更新してまいっております。

このような状況の中、本町は障害者雇用率未達成という状況です。国及び地方公共団体の法定雇用率2.2%に対して、平成29年度6月現在で、智頭町役場の障害者雇用率は1.01%と目標値に達していません。先の日本海新聞にも団体名で役場・病院名が公表されていました。

また、智頭病院も先ほど申し上げたように、同じく未達成の状態です。平成26年6月では3.28%あった雇用率が、2.3%を割り込んでいます。先ほどの2.2と2.3という違いは、また年度が変わりますと法定雇用率が上がります。原因ははっきりしませんが、現在は未達成の状態です。

この状況の中、町長は「福祉元年、智頭らしい福祉」とお話しされていますが、現在このような状態です。今後の障害者雇用対策を、どのように考えているのか

お聞かせください。

以下は、質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） それでは、河村議員の障害者福祉についてお答えいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率につきましては、在職する正規職員及び1年以上の雇用が見込まれる非常勤職員を対象として、職員数の2.5%以上、人数では役場が5人以上、それから病院では3人以上の雇用が義務づけられているところですが、本年6月1日現在の実績では、役場が2人で雇用率は1%、病院も2人で1.6%となっております。

このように、役場・病院とも法定雇用率を達成できていない状況にあり、法の趣旨からも、行政として障害者雇用に率先して取り組んでいかなければならないとの認識から、役場では近年、障害者雇用にに向けた正規職員募集を行っているところですが、毎年応募がない状況であります。

現在、障害者雇用率の算定において、臨時職員なども算入することが可能となっておりますので、今年度は、さらに障害者雇用にに向けた臨時職員募集を行いましたが、こちらも残念ですが応募がない状況でありました。

このため、ハローワークと障害者就労支援団体とも連携して、障害者と職場とのミスマッチを防ぎ、雇用を拡大させるための体制を活用するなど、まずは、臨時職員の採用を中心に早期の雇用率達成に向けて取り組むこととしており、現在、ハローワークを通じて病院の院内作業員募集を行っており、今後も随時、障害者雇用に向けての募集を行ってまいります。

障害の内容や程度は、障害のある人それぞれ異なることから、仕事の内容や勤務時間、あるいは環境面など、職場としての配慮が必要であります。そうした配慮に取り組むとともに、障害者雇用にに向けた業務の洗い出しを行うなど、雇用環境の整備を行い、一日も早い法定雇用率達成を目指してまいりたい、このように考えております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 4番、河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 内容のほうをお聞かせ願いました。

今、鳥取県の民間企業の障害者の雇用率は2.16%で、民間のほうはもう法

定雇用率を上回っているということで、先ほど町長おっしゃられましたが、病院が3人、役場が5人ですかね。ということは45.4人に1人くらいの障害者の方を雇用しなければならないというような状況だと思います。

先ほどもお話がありました、やはり職安、ハローワークや職業センター、障害者の就労支援センター、しらはまさんという厚生事業団なんですけども、そういうところと連携しながら、先ほど申されたように臨時雇用等々に努めていただけたらと思いますし、やはり町長もおっしゃられたように障害にはたくさんの種類がありますし、十人十色、百人百様でさまざまです。

そういったことも考えながら、障害特性を生かした仕事探しを行っていただき、雇用に結びつけるということは課題だというふうに考えているところなんですけども、先ほども話がありました、内容としましてはパソコンの入力とか文書の仕分けといった、結構オフィスアシスタント業務が頻繁に採用されているようです。このような雇用体系で、よく公共団体にも使われていますし、アシスタント業務などは発達障害の方の障害特性等々にも対応できる職種です。好事例もありますし、私ごとですが当事業所のほうも、そういった実績をもとに現在75名の方を一般就労させております。

こういったこともありますので、また、身体障害・知的障害の方々の適性を判断していただいて、雇用してもらえたらなというふうに考えて、そうすれば可能性とすれば広がるのかなど。智頭町の障害者の手帳を持っておられる方が、大きく変わってないと思うんですけど大体700人近くいらっしゃると思います。人口の約1割。いきなり雇用達成は難しいとは思いますが、やはり行政が模範を示しての施策だと思いますので、今後は雇用率達成に向けてさらに取り組んでいただきたいと思います。このことについてどのようにお考えですか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） これは、法的なものですから、我々も決しておろそかにしておるわけではございませんが、応募しても応募に応じてもらえないという現状がございます。

いろいろあるでしょうけども、やはり役場というと何か遠慮されるのかなど。自分で本当にできるかなとか、いろいろ障害者の方自身が、何かそういう遠慮されるのがあるんじゃないかな。もしそうであれば、もう少し丁寧にこういう仕事がございますとか、こういうことはやってもらえないでしょうとか、積極的に町

のほうから声かけでもしないと、なかなか応募だけでは難しいのかなというような感じもしないでもございません。

いずれにしましても、この仕事の内容等々、あるいは例えば車いすですと2階には到底無理ですし、そういうことも加味しながら、むしろ丁寧に応募の要項をお伝えしながらやっていきたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○4番（河村仁志） 第4期福祉計画では、「障害者の雇用に関する啓発・広報に、ハローワーク等の雇用機関と協力して」というふうにありますので、なかなか募集がないと思います。なので、やはりこういった公共機関と連携をしながら率先していただけたらと思います。

やはり、目に入っていくと、だんだん智頭町も福祉のほうに力が入っているのかなということもありますし、少し前ですが僕のほうも発言させてもらって、今、役場の玄関の前が非常に車がなくなってすっきりしております。ああいったことも福祉の施策ですし、久しぶりに町長の選挙公報というものをコピーさせてもらって見させてもらってますが、やっぱり一番最初に福祉の充実というようなことも書いてありますので、福祉のところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、関連して第2問の質問に入らせてもらひます。

平成25年4月施行の「障害者優先調達推進法」に基づく物品調達の件ですけれども、これも同じく4期の障がい者福祉計画に、「法に基づき、まちや、まちな関係団体での物品発注や役務の提供に当たっては、障害福祉サービス事業所等を積極的に活用し、障害者の経済的自立を支援します」と記載してあります。第5期の計画には、目標金額とか数値が全く設けていないように見受けられました。

やはり、地元の福祉施設等々と一部役務として、どうだんつつじ公園の清掃業務などがどうも委託してあるようですけれども、智頭町のほうでは、この他にどのような役務・物品購入の実績があるのか、実態をお聞かせ願ひませんか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 優先調達促進法ということではありますが、調達状況につきましては、ふれあい橋あるいはどうだん公園、歴史の道各施設の清掃業務及びひまわり会館の管理業務のほか、事業啓発物品や事務用消耗品の購入などをしております。また、病院においても洗濯業務委託のほか、食堂の運営についても委託をしております。

このように、できる限りのところはお願いをしておるといふ状況であろうかと思いますが、これからもまだまだこれ以上なことをしないと、というふうに思っておりますので、これからも追及をしていくというふうを考えております。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○4番（河村仁志） 内容のほうは今、お聞かせ願えたんですけども、目標値として掲げてもらって、ほかのこともそうなんでしょうけど、やっぱり目標に対する達成度というか、そういった目安があれば、なおわかりやすくいいのかなというふうに思っております。

先ほどの話にも関連するんですけど、障害特性がいろいろあったり、事業所の規模とかもありますので、やたらめったら何でもかんでもできるというわけではないと思いますけども、やはり連携しながら極力数値目標を挙げていただいて、他の市町のほうも数値目標は挙げてあるところがあります。そうしていただくとわかりやすいのかなというふうに思います。

公共施設の掃除や役務、催事の物品調達、準備の役務など、いろんなことがあります。ただ、弁当とかいろんなそういった嗜好品の絡むところは、やはり共用できませんので、先ほどの質問にも関連しますが、事務関係のこととかというものがやっていけたら、金銭的に収益に結びつくというふうに思いますので、ご検討いただけたらと思います。

3番目の質問に入ります。

昨年の6月定例会の私の一般質問の答弁で、平成22年の国勢調査から平成27年の国勢調査までに転入は40%、転出は15%で一定の効果が出ているという移住定住策をお聞かせ願いました。

もしそうであれば、結果が出ているのであれば、その結果に基づき、移住はもとより定住で生活拠点は智頭に住み続けてもらい、智頭町で子育て、教育、医療、介護等の充実をさらに強力で計画実施して、就労勤務地は町外・県外でいいと思いますけども、地元智頭のほうに住みやすくしてもらい、現在の町民の皆様に対しての意見の中にも、やはり定住策として、昨年度までに措置していただきました改修の補助等々のお話もよく出てきます。

移住定住促進事業の住宅改修事業ですけども、今年度当初予算のときに、平成28年度までの措置なので今年度は行わないというようなことのお返事をいただき、ただし、アンケートなどを行って、必要があれば再検討するとの返事だったよう

に記憶しております。まだ、そのような動きはないのか、どうなのかというところをひとまずお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 議員のご質問は移住定住策の現在の状況というか、見通しというようなことであろうかと思いますが、今もって若年層の東京一極集中はさらに拡大している状況であります。これは全国的な状況であります。そういった中で、社会保障とか人口問題研究所の推計では、過疎地域等をはじめとする地方圏においては、より著しい人口減少が進むことが予想されておるということになっております。

議員もご存じのとおり、本町は平成27年8月に総合戦略を策定し、平成52年の目標人口を5,000人と定めております。この目標達成には、合計特殊出生率の上昇や、あるいはUターン施策等を積極的に行うことが必要であると明記しております。

このために、住宅支援あるいはリフォーム助成、それから宅地取得及び家賃助成や、それから受け入れ自治会等の支援を行っており、近年の移住者を見ると、平成22年から企画を経由した移住者は、平成26年の22世帯53人をピークに、現在では年間平均9世帯23人が移住し、問い合わせについても年間平均で約100件程度ございます。また、平成27年の国勢調査の結果では、本町の人口は7,154人で、総合戦略策定時における人口推計6,933人と比較し、221人の増加となっております。

人口増への道は難しい状況の中、第7次総合計画でも記述しているように、町民個々が活気に満ちあふれた、誇りを持てるまちづくりの継続を可能とする「幸せな減少」を目指す中で、本町の強みである地域力の向上や、それから担い手育成を強化するとともに、本町の魅力を積極的に発信して、本町を訪れていただく、いわゆる交流人口や、地域や地域の人々と多様にかかわる関係人口をふやし、今後も緩やかな減少を維持していくための施策を展開してまいります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○4番（河村仁志） はい、承りました。

やはり、移住定住も福祉という意味合いが強いと思います。揺りかごから墓場まで、亡くなった後も智頭の空に帰れる環境づくりということも大切なのかな

というふうに思います。

先ほどありましたように微増だそうですし、生まれてこられるお子さんのほうも、少しずつふえているというような状態だったと聞いております。そういう状況の中からアンケートを行って、本当に住民のニーズを聞き取りされるとかというおつもりはございませんか。お聞かせください。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） アンケートもさることながら、これはこの役場内で我々がどういうふうにとらえたら、移住定住というものに対してのストップがかけられるかというようなことを、まずアンケートをする前に考えなければいけないということを思っております。

今から数年前に智頭町は定住策として、全国でもどこでもやっていないような大胆な定住策を打ち出しました。これは、新聞等々にも出しましたが、何十年も使っていない、塩漬けになっておる智頭町の町有地を無償で提供したと。これは非常に斬新的な、当時はいろいろ議論がございました。町有地、町の財産を無償でということがありましたけども、結局何十年も使っていない、これからも使えない土地を思い切って定住策として、町の人が出ていかないために無償で提供しよう。そのかわり、建物を建てる時には智頭町の工務店、あるいは智頭杉を使ってほしいということで3カ所やりましたところ、3人の若者が手を挙げて定住して、そしてその若者が結婚して6人になったと。結婚して今度は子どもができて、9人ともう1人今、できると。

当時は、非常にセンセーショナルな、新聞等でも発表されましたけども、やっぱりある程度、移住とか定住というのは思い切った施策をやらなければいけないと私は考えております。移住に対しても、ただいらっしやい、いらっしやいと。智頭町にいらっしやい、いらっしやいで、果たしてそれでいいかどうか。来ていただく以上は、こちらも本当に腹をくくって受け入れないといけないと。

このあたりをしっかりと、町として責任を持って定住してもらおうということであろうかと思っておりますので、これからいろいろアンケートの前に、町としてこういうことをやりたいと。こうあるべきだということを議員の皆さんにお知らせして、そして、例えば、本当に移住してきていただく人があれば、もっともっと町有地を提供するとか、あるいは建物を20年すれば、もう無償でこの建物も提供しますよ、ぐらゐの腹をくくった移住策をやらなければと思っておりますので、その

あたりはまた、皆さんと相談しながら進めていきたいと、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○4番（河村仁志） お聞かせいただきました。

智頭らしいという表現で、よく町長のほうが智頭らしいとかっていう抽象的な言い方になるかと思うんですけども、おっしゃられることがよくあります。

やはり、本気で受け入れるということであれば、地域資源としての他の町村にない魅力としては智頭病院があつたり、福祉課も病院の中にあつたり、「ほのぼの」のシステムとしてあるわけですから、自治体として住民福祉に力を注ぐという意味でいけば、僕にはもう少し福祉、ですから難しいかもわかりませんが、出産から子育てですね。本当にそれも難しいことなのかもわかりませんが、病院の中の小児科とか、産科のほうの充実挑戦してもらい、出産・子育てなどで若い世代を安心して担保するシステムをつくって定住してもらい、移住してもらい。

そういった中で、当然ですがそうすることによれば、高齢者の方の見守りとか安否とか、いろんなコミュニティのシステムができると思うんです。そういったことも考えていただいて、やはりいのちねさんという活動も、他に類を見ないものがあります。よく誤解されていますが、僕はいのちねさんの中原の物件がだめだと言っているだけで、いのちねさんの事業自体は僕はすばらしいと思っています。

ちょっとずれますけども、あそこの物件も何遍も言うように、なかなか用途変更だったり、建築確認だったり、基準法だったりということで非常に難しいです。進入路もないようですし。なので、せっかくいいシステムでやられるなら、いのちねさんがあの中原の家をと言われますけども、そこはちょっと町のほうが、もう少しほかの使いやすいつころをやってもらうとか、病院のほうで小児科・産科のほうの充実をして、それにいのちねさんと連携してもらって、本当に進めやすい状況が、智頭のまちにできてからでも遅くないのかなというふうに思います。

リフォーム助成の件ですけども、やはり地元の業者さんが潤う事業で波及効果もそれなりにあって、20万だからどうのとか、40万だからどうのではなくて、その助成金があることによって1つの後押しというか、思いつくことにつながると思うんです、住宅の改修事業等の。そうすれば、先ほど申し上げましたように、ほかの業者の皆さんとかにも効果があつて、にぎわいが増し、また、商工の産業

振興にもつながるのかなというふうに思っております。もう一度、そこら辺の思いを聞かせてもらえませんか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今、いのちねということでお話しになりました。その事業というのは、議員は賛成をすると。

確かに、今、非常に注目されておるのは、本当に命というものを若い人は本当に考えているかと。ただ、軽い気持ちで結婚して、子どもを産んで、そして産んだけども育て方がわからない。この間も不幸な出来事がありましたね、5歳の女の子。ああいう人がどんどんふえてきておるという中で、本当に生まれる命ということ、もう少し真剣に考えないといけないのではないかと、これがいのちねの一番の底辺の考え方であろうかと思えます。

それには賛成するんだけど、あの建物が余りよくないと。しかし、我々も古民家再生ということで、本当に古民家だけを扱っておるプロフェッショナルに来ていただいて、これを改造すればもとに戻ると。その古民家を回生して、本当に原点の生というものを考えることに対して、日本財団が非常に共鳴をしてくれたと。これは、鳥取に来ている日本財団ではありません。これは、また別の東京から。

先般も東京からわざわざ来ていただいて、そして私と話をしましたが、ぜひでき得るならば議会の皆さんの賛同を得て、前に進んでほしいというようなことも財団の口から聞いておりますし、いまだに約束ですから、これは医者がいなくてできない。これも最初スタートから、医者がいなくて事業を進めるという誤解が生じて、そのまま引きずって何かこうぐちゃぐちゃになった経緯がございますけれども、決してそうではない。ちゃんとした医者を待機させてということは、全くぶれておりません。

また、4月には私は直にその先生とお目にかかって、この事業の展開を日本財団、あるいは県も賛同してくれていますので、県等々一堂に集まって1回おさらいをしながら、話し合いながら、そして最終的には議員の皆さんに、この事業を審査していただくということになろうかと思っておりますので、ちょっとこのいのちねが急に出てきたんですけども。

要するに揺りかごから墓場までという、本当に現在、何かこう余りにも物事が進歩し過ぎて、本当に進歩し過ぎて、一番大事なことを忘れ去っているような気

がしてなりませんので。せめて、93%この静かな山合いの我々はですね、本気で命というものを都会に向かって、もう少し命を大事にしましょうと。これは、山から発する叫びだというような思いで、これから日本財団、あるいは県、あるいは銀行等々で話し合っていきたいと、このように思っておりますので、ぜひともまた報告しますので、議員の皆さんにはご理解いただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（谷口雅人） 質問、答弁ともに申告の趣旨から少しずれておりますので、申告に従って、申告どおりの質問、答弁を求めます。

それでは、河村議員。

○4番（河村仁志） はい。質問の趣旨からずれたということですが、私の思いとしたり余りずれていないように思っていたんですが、どうもきょうも同じポロシャツの色なので、町長と意見がよく合うのかなと思ってまして、済みません。

ちなみに、先ほど言われたように、やはりこの子どものサドベリーの件とか、いのちねさんの件とか、鳥取県のこの旬刊政経レポートというのに、こうやって記事で載っております。

なので、質問の趣旨に戻りますけども、こういったことも伝えられている、智頭の魅力というものがあると思うんです。先ほど申しましたように、やはり移住定住策も福祉という部分ですので、病院があれば、病院の地域資源を有効活用してもらったりしながら、保育園もあり、小・中、農林高等学校もあります。こういったこの強みをオール智頭で、智頭町のリーダーシップで、智頭町長の寺谷町長のリーダーシップで、現在未来の町民の住みよさを検討していただくように、ひとつよろしくお願ひしたいということで、少しだけ聞かせてもらって終わりにしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私も精いっぱい、この町のために頑張る、まだ気力はございます。いかんせん、無から有を引き出すというのは非常に難しいことです。賛否両論もありますし、反対なさる方も多々あります。しかし、この智頭町の将来を考えたときに、どうしてもこれは必要と思うことは一生懸命前に向かってやるということで、ゼロから物事を進めるというスタンスはまだ衰えておりませんので、これからも頑張っていきたいと、このように思っております。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○4番（河村仁志） はい、答弁ありがとうございます。以上で、私の質問を終わります。

○議長（谷口雅人） 以上で、河村仁志議員の質問を終わります。

次に、大河原昭洋議員の質問を許します。

5番、大河原昭洋議員。

○5番（大河原昭洋） 通告に従いまして、林業への就労促進について質問をさせていただきます。

本町の93%が森林面積を占めている中、現在、町内人工林の多くが成熟期を迎えており、この豊富な森林資源を活用し、林業振興を進めていくことは本町にとって重要な課題の1つであると考えています。

今後、このような林業振興の取り組みを加速度的に進めていく上で、その要となるのはあくまでも担い手の確保であり、即戦力となる実践的な技術と知識を身につけた林業従事者の育成は、喫緊の課題であると感じています。

そこで1つ目の質問ですが、就業希望する若者の裾野を広げるためにも、林業知識や技術習得に専念できる環境を整え、本町の次世代の林業・木材産業をけん引するすぐれた人材育成を目的に、森林大学校や林業アカデミーを設置する考えはないか、町長の所見を伺います。

以下は、質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 大河原議員の林業への就労促進について、お答えいたします。

これからの智頭林業のあり方を考えていく上で、後継者の確保や育成は欠くことのできない重要な課題であります。これに対応する制度として、林野庁の緑の雇用による林業事業体での研修制度があり、このような公的な制度を活用しつつ、林業作業に必要な知識や技術を習得するのも1つの有効手段であります。

本町では木の宿場プロジェクト、それから智頭の山人塾、それから智頭ノ森ノ学ビ舎による技術習得や、学びの機会を提供しているところであります。このような場を活用しながら、今まで山に目を向けたことのない人を少しずつ巻き込みながら、徐々に底辺を広げていくといった取り組みについて、今後も引き続き支援していきたい、このように思っております。

議員のご提案につきましては、昨年4月に兵庫県立森林大学校が開校し、また、日南町において林業アカデミーの開設に向けた準備が進められていることは承知しております。本町においては、一足飛びにそこを目指すのではなく、先ほど申し上げた取り組みをステップアップさせつつ、将来にどのような形態での人材育成を行うべきなのか、しっかりと検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、これから智頭の山とどのように向き合っていくか、子や孫の世代にどのような山を残すのか、若い後継者をみんなで育てようといったことについて、森林所有者や林業関係の皆さんとともに考えながら、国の重要文化的景観にふさわしい山づくりを皆さんと一緒に進めていきたい、このように思っております。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 確かに、先ほど答弁にありました木の宿場プロジェクト、それから森ノ学び舎、山人塾、林業塾というのも、そういうものに当たるのかなというふうに思っております。このあたりを開催してきたことによりまして、林業に興味があってもなかなか一歩が踏み出せなかった人であったりとか、素人さんというような方々に門戸を広げてきたというふうにも思いますし、就業希望者への参入へのハードルも低くしてきたのではないかなというふうに思っております。

先ほど挙げた森ノ学び舎等々の取り組み、全国各地にある森林大学校や林業アカデミーのカリキュラムの中身を見ますと、やはり含まれているということで、それに沿った形で本町も進めているのかなというふうにも思うところはあるんですけど、やはり町長の進めようとしている林業政策をより発展させるためには、この1つの拠点に集約化させるということが、より近道になるんじゃないかなというふうにも思うところもあるんですけども、そのあたりの見解はいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 議員のおっしゃることは全くそのとおりであろうかと、私も理解できます。確かに、今、申しましたように、例の兵庫県の森林大学校、こういうものもできました。それから日南でもこれからアカデミーやるということでもありますけども、むしろ私はそういうところで2年間勉強された方を、確か20人程度の規模の募集だと聞いておりますけども、2年間20人、4年間で4

0人、8年間でという、そういう20人、20人、20人がふえてくるわけですね。むしろ、そういう方を智頭町が優遇して、こっちのほうに引き寄せてくるといいうほうが、何か早いんじゃないかなと。

皆さんにも理解していただいたことに、実は本当にこれから山に行く人がいなくなってしまう。これはもう、宝の持ちぐされに終わってしまっただけではないということで、若い人たちの自伐林家、そういう方に一部町有林を無償で提供しましょうと。いずれにしたって、町有林は町が管理しなきゃいけないわけですから、いずれにしてもそういう場所を少しずつ提供しながら、業務に励んでいただいてステップアップしてもらおうと。これも非常に斬新的な智頭町の施策で。その中でどんどん若い人が伸びてくるということ。

それに、今では非常に智頭町は、かなりそういう面では先進的だなというので、聞いてみますと、大学を出た方が今回入ってこられたり、そういう林業をやりたいという人が徐々にふえてきておるといことがありますので、議員と一緒に思いは思いなんですね、基本的には。これから人がいなくなったらどうなるのということ。

ですから、そういったことをにらみながら、むしろそういう学校で修行された方をこちらに来ていただく、あるいはまちに就職してもらおう。特に、林業の分野でプロフェッショナルをこれから育成しなきゃいけないわけですから、そういうことも加味しながら、そういったことの目を離さないで、卒業生をこちらに優遇するというような手もあるんじゃないかなと、こんなことも考えております。

以上です。

○議長（谷口雅人）　　大河原議員。

○5番（大河原昭洋）　　確かに町有林を提供して、若者の育成をやるということはいいい取り組みだというふうに、私も感じておりますし。

ことしの3月に先ほど町長の答弁にありました、森林大学校です。地元の地区振興協議会で、視察で行かせていただいたんですけども。これは山人塾の塾長の山本福壽先生が、この春4月からそこの講師になられるということで叶ったんですけども。

そこに行きまして感じたことの中に、国の給付金が受けられやすくなるということで、学生にとって就学費用が余りかからないという利点。それから、私が思うに、智頭農林高等学校の卒業する生徒が、やっぱりもっと林業を勉強したいと

いうふうに思ったときに、進学先の選択肢ということの広がりにつながるのではないかということ。何より、林業の人材育成を推進することによって、先ほど同僚議員も触れられておりましたけども、若者の定住とかそういうことにもつながってくるのではないかなというふうに思っております。

ちょっと欲張りで、飛躍し過ぎている部分もあるかも知れませんが、私が言っているのは、どうしても町立で開設しなさいよというようなことを言っているわけでもなく、全国各地を見ますと、やはり大学校にしろアカデミーにしろ、やはり県立という、そういうようなところがほとんどだろうというふうに思っておりますので、予算的に考えても当然そういうことだろうなというふうに、私も思っております。

町長の答弁に先ほどありました。折しも、今回智頭の林業景観が国の重要的文化景観ということで、選定されたというようなタイミングでもありますし、我がまちにとって全く不必要ではないというふうに思っておりますので、いろいろ町長の思いもあるとは思いますが、いろんな面でプラスになることの要素が多いなというふうに、私も感じておりますので、県のほうと連携して調査・研究をちょっと進めていただければなというふうに思うところがありますので、このことを求めまして次の質問に移らせていただきます。

智頭町の林産資源を生かす目的で、地元産の銘木で終末を迎える杉の棺おけを製作する考えはないかという質問でありますけども、ここで言う棺おけは、現在でも言葉としては残っておりますけども、実物はもうほぼ目にすることはなくなってきておりますので、ここでは長方形のお棺、いわゆる柩というようなご理解で、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 93%の山を持つ智頭町ですから、非常に杉は豊富にあるという中で、こういう議員は思いをなされたんじゃないかと思いますが、林業振興を図っていく上で、いわゆる出口対策といいますか、は非常に極めて重要な課題であって、まさに議員ご提案の杉の棺おけも、非常におもしろい発想だと思います。

調べてみますと、日本では年間約100万人以上の方が亡くなっておりまして、厚生労働省の推計で2039年には166万人という方が亡くなる、これがピークを迎えるということでもあります。

実は既に、本町と協定を結んでおります坂本龍一さんのモア・トゥリーズが、杉の棺おけを商品化していらっしゃいます。そういった情報を参考にしながら、検討することはやぶさかではございません。議員の提案の中の智頭杉でという、智頭杉の場合は非常に大径木が多くございまして、銘木が多いという中で、何かこう智頭杉の銘木を棺おけにして燃やしてしまうというのが、何かちょっと残念なような気がするのも事実であります。それもそうでしょうし、また人の目につくとか、この大径木の智頭杉の銘木を人の目に触れるものとか、人が利用するもので使い続ける方法もあるんじゃないかと。

いずれにしろ、棺おけを否定するわけでもございませんけども、これから正直に国がいよいよ動き始めました。ご存じのように、今までなかった林業の贈与税的なもの、税的なものがいよいよ始まると。それに加えて智頭町では、本町では初めて、江戸時代から平成の時代までほったらかしであった林業という中で、智頭町が国の重要文化的景観、智頭町が林業地といいますか、景観地だということ初めてこのたび認定していただきました。

よく使う言葉ですけども私が、いよいよ林業の出番がきたと。長い長いトンネルでしたけども、やっぱりその間、必ずいろんな我慢して我慢して、材が安いときにもそれでも我慢して、もう山なんかやめようと言わないでやってきたことが、やっと今、これからいよいよ実を結ぼうとする時代に突入してきたということで、これから智頭の今、おっしゃる智頭の材の使い方というものを真剣に考えないといけないと。ただ、1本切って高かった、安かった、一喜一憂じゃなくて、本当に付加価値をどうつけるか。この銘木を大径木、どう付加価値をつけて世に出すかというのも大きな課題であろうかと思っておりますので、それも議員の意見も踏まえて考えてみたい、このように思っております。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 出口対策という言葉がありましたけども、まさにそういう思いでこの質問をさせていただいております、これまでに本町では地元の木に親しむという木育ですね、というのにしっかりと取り組んできましたし、木材協会の女性部や、智頭農林高等学校の生徒が手づくりで赤ちゃんの誕生祝いとして、木のおもちゃをプレゼントするというような取り組みもしてきております。

それから、木製のベンチやアニマルベンチ、同僚議員がお孫さんのために買われたというふうな話も聞いておりますけども、これは森林組合で木工製品として

用意されておりますし、棺おけに関しましては私が聞いている限りでは、もうほとんど市場の90%以上が中国産だというふうにも聞いておりますので、この提案はまさに智頭町にとって、地産地消になるんじゃないかなということも思っておるところです。

それから、生まれてすぐに木に触れる活動ですね、赤ちゃんがそういう活動、ウッドスタートというふうに呼ばれておるということはご存じのとおりですし、この地元産の木で終末を迎える試みはウッドエンドと呼ばれているそうです。

智頭に生まれ育った私たちのような者、それから縁あって智頭に嫁いでこられた方、それ以外にも来られた方が誰しもがこれは避けられない、避けられない最後を地元の智頭町の杉の木に抱かれて旅立っていくということができれば、本人さんもですけども、家族も本当に何とも言えない喜びがあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、全国的にもモア・トゥリーズがそういうことを取り組まれておるということでありましたけども、まだまだ珍しい取り組みであろうかというふうに思っておりますので、前向きに検討していただくことを求めまして、次の質問に移らせていただきます。

小学校英語教育についてお尋ねします。国は社会の急速なグローバル化の進展により、国際共通語である英語力の向上は、日本の将来にとってとても重要であるとして、2020年度から小学校5・6年生の英語教科化が完全実施されることになりました。

そこで、1つ目の質問ですが、これまで小学校で行われてきた英語教育において、今年度から、2020年度の本格実施を見据えた、英語教科への移行期間スタートになりますが、これによって授業内容はどのように変わるのか、教育長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） おはようございます。私のほうから一般質問の前に、けさ方地震がありました。震度2ということでしたけども、情報収集いたしまして、保育園、小学校、中学校、ともに子どもたち、施設ともに被害はなしということで報告を受けておりますので。

大河原議員の小学校での外国語活動と、外国語の教科化についてお答えをします。

国は、グローバル化が急速に進展している現状に対し、今までの学校教育では

なかなか身につけなかった使える英語力を、小学校から大学入試までの一貫した英語教育で行うことによって、子どもたちにきちんと身につけられるようにしていこうとしております。

具体的には、今まで小学校5・6年生が外国語活動が必修となっていたものを、それにかわり外国語教科が導入されました。また、もう一つの大きな変化は、今まで行われていない小学3・4年生で外国語活動が導入されたことです。

国では、小学校次期学習指導要領の実施に向けて、移行期間を2018年、平成30年度と2019年、平成31年度とし、2020年度から完全実施することとしています。このような中、本町では2018年、本年度を先行実施期間として、2019年、来年を完全実施することとしております。

外国語活動というのは、英語の音になれ親しむこと、コミュニケーション能力に対する関心・意欲・態度を育てることなどを目標としていますが、それに対し、教科の外国語は、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養うことが目標であり、具体的には英語のスキルを育てることが主眼が置かれています。

なお、5・6年生の外国語活動が教科化として外国語になるわけですが、文字に触れるので難しくなるというわけではございません。その前の3・4年生に外国語活動が導入され、聞く・話すをたっぷり体験した後に、5・6年生の発達段階にふさわしい形での文字の読み書きに進むこととなります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 結局、今までは5・6年生だけだったんだけど、5・6年生が教科化になることによって、3・4年生に外国語活動に移していくというような格好になるのかなというふうに思いましたし、確か3月の当初予算のときに、ALT外国語指導助手を、現在智頭町には1名いらっしゃるんですけども、これを8月ぐらいからだったと思いますけども、2名体制に充実させて、保育園からそういうふうになれていくというような活動をスタートさせるんだというふうに、教育長のほうから説明があったのを記憶しておりますけども。

このALTを活用しながら、学級担任とともに連携して授業を行っていくということに、今後なっていくのだろうというふうに思いますが、答弁を聞く限り、やっぱり英語の授業時間というのが、これからふえるんじゃないかなというふうに思いましたし、そうすると、小学校全体の授業時間といえますか、他の教

科も含めたトータルの授業時間がふえるということになるんですか。そのあたりはいかがですか。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 本年度の予算に計上しておりますように、ことしの夏から外国語指導助手、今、言われましたA L Tの体制を1名体制から2名体制にしまして、小学校・中学校それぞれにA L Tを専属配置することで、学級担任プラス英語指導助手のT T、チームティーチングを複数の先生体制ということになりますけども、の外国語の授業数がふえることとなります。

これまで小学校では、A L Tとのかかわりは授業のある高学年を中心にやっておりましたけども、2学期からは教職員の1人としてA L Tが毎日学校にいますので、学校行事や休憩時間など日常的に子どもたちと触れ合うこととなります。

なお、このように道徳がふえ、英語がふえということで、小学校のほうも時間数の調整がなかなか難しいところですけども、智頭小学校では金曜日の授業数を6校時から7校時にふやして、このふえる時間数に対応することとしております。以上です。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 先ほど教育長も言われました道徳も、教科化がこの4月から、また、英語のほうもこの4月からということで、必修科目がどんどん小学校の現場でふえていくというふうな状況の中で、やはりちょっと心配するのが、これまでの国語や算数や理科、社会というような、今まで子どもたちが習ってきたものがおろそかになりはしないのかなというように、金曜日が6校時から7校時にふえたというふうに言われましたけども、それだけで本当に対応し切れるのかなというのを、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） いろいろと今回の教科化でやり方はあるわけです。時間数を45分を40分に縮めるとか、それから、総合的な学習の時間数を削るとか、いろいろと他の市町ではやられているようですけども、智頭町では6校時分のところを7校時にふやして対応すると。

とてもタイトなスケジュールで、子どもたちもとっても忙しい、先生も忙しいですけども子どもたちも忙しいわけですが、やはり将来を見据えて、この英語力をつけようというねらいからすると、やはりそういうところは仕方ないのかなと、

そのように感じております。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 学校現場でのトータルの時間というのは限られておりますので、ほかの教科との奪い合いにならないように、十分注意していただきたいと思えますし、英語の授業時間は、来年度から本格教科化を本町は進めるということでもありますので、多分来年度からもっと授業時間がふえてくるんじゃないかなというふうにも思えますので、学校現場、特に教職員の皆さんが負担増にならないように、その辺の対応策も十分検討しながら、今後進めていただくことを求めまして、関連して次の質問に移らせていただきます。

小学校英語の正式教科化に向けて、小学校・中学校の連携がさらに求められると思いますが、今後どのようにして英語教育の充実を進めようと考えているのか、教育長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 先行実施ということで、本年度は小学校の3・4年生が16時間以上、それから、5・6年生が51時間以上の移行措置で取り組むということですが、来年度は3・4年生が35時間、週に1時間、それから、5・6年生は週に2時間の70時間という形で、完全実施されることとなっております。

小中学校の連携がさらに求められるがということですが、小学校、中学校、それから高校、大学入試、全てに共通しているのは、知識としての英語から、知識を活用して使う英語へと変わるということです。そして、小学5・6年生で教科として英語を導入することによって、小学校で学ぶことと中学校で学ぶこととの連携が、これまで以上にスムーズにしていこうということがねらいであります。中学校では既に、高校で実施されている英語で授業を行うことを基本とする、日本語を使わずにフルで英語でという指導の方向性が発表されております。今が今、フルでというわけではないですが、そう向きにもっていこうということです。

変化のポイントは、先生方が一方的に英語の単語や文法など知識を伝達する授業から、生徒が自分自身で英語をしっかりと使う授業にしていこうというところにあります。2020年度以降は、小学5・6年生ではこういうふうにはやっておく、中学1年ではこういうふうにはやるというふうには、ある程度系統的に組み立てられるようになりまして、それに沿って教科書もつくられることとなります。

本町では、このような状況に先駆けて小中合同授業研究会の開催、それから、校内授業研究会や参観日などでの公開学習での情報提供により、教員同士がお互いの授業を見合うなどで、小中学校の連携を深めてまいりました。また、小学校を対象とした英会話教室を平成26年度から導入しているほか、ALTによる小学校1年生を対象とした英語による読み聞かせ活動、中学校の英語教師による小学校への出前授業、小学校6年生の中学校への体験入学、このようなものも取り組んでおりますし、先ほど申しましたALTの1名から2名体制、そのようなことで対応してまいりたいと考えております。

それで、智頭の子どもたちがグローバル化への第一歩となるよう、活動方法を工夫したいと考えております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 本当に小学生も忙しいなと思っておりまして、今年度から先ほど説明にありましたように、5・6年生が行われた英語を楽しむとか親しむというところを、3・4年生に前倒しスタートさせて、現在中学校で学習している内容を小学校の3年生から6年生に移行させて、中学校では高校で学んでいたやつを中学校でやっていくというような感じで、どんどん前倒しがスタートされてきているのかなと思います。

確かに、英語教育のタイミングというのは、早ければ早いほうがいいというふうにも言われているのは確かだと思いますけども、最近の社会を見ますと、日本語の言葉の乱れといいますか、日本人、特に表現力であったりとか、コミュニケーション能力というのでは欠けているというふうに言われておりますので、とはいっても英語を学ぶ前に、日本語をしっかりと教え込まなければならないんじゃないかという考え方もあるのは、そういうふうな意見があるということも教育長もご存じだと思いますので、このあたりについて教育長の見解をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 議員ご指摘のように、私たちの母国語である日本語の習得は、外国語教育とあわせて非常に重要だと考えております。自国の文化を知って、外国に向けて発信したり、また、外国からいらっしゃる方に自分たちの地域を紹介するということは、非常に重要となってきます。

現行の学習指導要領でも、外国語活動を通して、外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても、あわせて理解を深めることができるようにするとあります。また、新学習指導要領の外国語でも、日本の文化などについての理解が深められることは変わっておりません。

智頭小学校では、開校以来、国語を中心に据えて取り組んでおりまして、今年度も音読、それから書く活動、伝え合いといった言語活動を大切にしております。また、小中学校とも図書館を利用した学習を積極的に取り組んでおりまして、絵本の読み聞かせを通しての言葉に触れさせているちづ保育園も含めて、智頭町では今後とも、言葉や国語教育の充実が全ての学びの中心になると考えております。以上です。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○5番（大河原昭洋） やはり日本語も、しっかりと勉強していただきたいというふうにも思いますし、今、教育長と小学校の英語教科化についてもいろいろと議論させていただきましたけども、子どもたちがこれから本当に、今、社会は物すごい勢いで進んでいっておりますので、このようなグローバル化であったりとか、国際社会で生きていく上でコミュニケーションをするために、やはり英語というのは必要だろうなというふうに、私も思っておりますし、それは当然だというふうに思います。

しかしながら、私を含めて世の中のほとんどの人が中学校、高校と最低6年間は英語を学んできておりますので、しかしながら英語をしゃべられる人というのが余り、日本の国の中では少ないということも、これも残念ながら事実でありますので、なぜ私たちの世代は英語が身につかなかったかということも、しっかりと検証していただきながら、これからの英語教育の充実に進めていただきたいなというふうに思っておりますので、このことを申し上げまして私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 以上で、大河原昭洋議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は議場の時計で25分。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時25分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高橋達也議員の質問を許します。

6番、高橋達也議員。

○6番（高橋達也） 私含めまして、山形地区の議員が3人続きますが、決して意図的ではございませんで、たまたま受け付け順でそうっております。以上、ひとり言でございました。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告済みの2つの項目につきまして、順次質問をいたします。

まず、森林セラピーコースの進入路整備について、町長にお尋ねいたします。来る7月29日には、スキー場跡地を活用しました天木森林公園コースが、また8月5日には、電動車いすも利用できる横瀬溪谷コースが、それぞれグランドオープンいたします。特色ある森林セラピーコースでありまして、既存のコースと相まって人気を呼ぶものと期待されます。

ですが、この2つのコースに至る進入道路は、幅員が4メートル以下と狭く、すれ違いが困難であります。このため、複数の待避所整備が必要であり、早急に対応すべきと考えますが、どのように認識されているのかお尋ねいたします。

以下の質問は、質問席から行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 高橋議員の森林セラピーコースの進入路整備について、お答えいたします。

今、おっしゃったように、新たにグランドオープンする2つの森林セラピーロードは、これまで森林セラピー事業を展開していた芦津溪谷や、それからこもればの森とは趣の異なる、個性的なセラピーロードであり、多様なニーズに対応するためのバリエーションが広がることとなります。

天木森林公園コースは、中心部に明るく開放的な広場があり、尾根を歩く際の心地よい風を感じながら、ゆったりと楽しんでいただける空間となっております。横瀬溪谷コースは、車いすでの利用やウオーターハイキングに対応するなど、新たな形態の森林利用を満喫いただくことができます。

まさに議員のご指摘のとおり、天木と横瀬のコースは、そこに至る道路の幅員が狭いことから、すれ違いが困難な場合があることは承知しております。これまで、森林セラピーのお客様のニーズの高いトイレ等の施設整備を進めつつ、地域住民だけでなく、森林セラピー利用者の利便性確保や、緊急車両等の交通安全上の課題解消を図るため、町道天木線の一部でございますけども、一部について道

路の拡幅と待避所の整備を行ったところですが、横瀬を含め今後、両コースの利用状況を見ながら必要な対策を検討していきたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○6番（高橋達也） 今後の利用状況を見ながらということですが、特にこの夏にオープンしますので、恐らく時期的にも、どっとと言ったら語弊があるかもしれませんが、結構来られると思います。

状況を見ながらということではなく、やはりできることからやるべきであると思うんです。私が冒頭、早急に対応というふうに言いましたけど、決して魔法遣いではないわけで町当局も、すぐすぐにはできないわけですけども。まず、私が思いますに、現状で路肩がやや広いなど、何とか待避所的に使えるようなところはここだなというところが何か所かあります。ですから、まずは、そういうところに簡単な看板を、待避所ですよというのがわかるような看板をまずつくられるべきかなと。

9月の補正予算で、用地のめどが立ったところがあるとすれば、きちんと整備するなり、来年の当初予算に向けて用地交渉を進められて、できるところから具体的につくっていくべきだと思います。待避所ですから、用地の話さえつけば、そんなに大きなお金要りませんので、国や県の補助も小規模ですからつかないと思いますので、町の単独予算で可能じゃないかなと思うわけです。

それで、特に都市部からいらっしゃるお客さんは、なかなか山道の通行が恐らく不得手ではないかと。あそこは両方ともやはり森林のためのというか、林業施業のための車も奥からおりてくると思いますので、なかなかそういう際にバックするということが不得手な方も出てくると。ですから、物すごく渋滞まではしないと思いますが、やはりそういうことがあれば、また行きたいけどちょっと遠慮しとこうかなと、二の足を踏まれるようなことになると思いますので、できることからしていくべきだというふうに思います。

その辺、どうですか、考えは。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 議員がおっしゃるとおりでありまして、これで本当に完璧とは思っておりません。そういった意味で、今、おっしゃったように、看板を含めて考えてみたらどうかということですが、お客様に親切な、そういうセラピーロードを完成させなければいけないということですので、早速検討

に入らせていただかないといけないなど、このように思います。ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○6番（高橋達也） 私もこの春、天木のできたてのところをちょっと見てまいりましたら、ちょうど時期的にワラビがよくとれる時期でして、あそこはどう言ったらいいですか、森林セラピーもさることながら、春先はワラビをとりに行かれるお客さんも相当おるだろうと思います。それに合わせて、時間があればぐるっと歩かれるのではなかろうかと、まことにいい場所にいい格好で整備されたなと思います。横瀬も、川のせせらぎ見ながら歩くのは絶好の場所だなと思いますので、恐らくそれなりのお客さんが来ると思います。

今の町長の答弁で、できることからやっていくんだということで、ぜひそういう方向でやっていただけたらと思います。

次の項目に移ります。スポーツの顕彰事業につきまして、これは教育長にお尋ねをいたします。

2020年の東京オリンピック開催を控えまして、郷士の偉人・偉業を顕彰し、機運盛り上げに資するよい機会だと考えます。この趣旨につきましては、以前も私が一般質問したところでございますが、まず、綾木長之助翁の顕彰事業についてお尋ねをいたします。

既に、町の歴史資料館で綾木長之助翁の展示が行われておりまして、マスコミにも大きく取り上げていただきました。教育委員会の取り組み姿勢に深く感謝いたします。こうした中で、来年の2019年は長之助翁が優勝した、この日本初のマラソン大会、これから数えてちょうど110年、それから長之助翁の没後50年、それからオリンピックの開催前年という大きな節目の年となります。

そこで、この節目となる来年の2019年に、展示に加えて何か記念となる取り組みを行ってはどうかと考えますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 高橋議員の綾木長之助翁を顕彰する意味で、来年2019年に記念となる取り組みを行ってはどうかというご質問であります。

本件につきましては、平成28年9月議会で高橋議員より、綾木長之助杯マラソン大会を復活してはどうかというご提案をいただきました。このときに申し上げたのは、綾木長之助杯マラソン大会を復活するとなると、当時とは異なる問題

や課題があるほか、本来このような体育イベントは、行政のみならず住民主導、それから住民を巻き込んだところで行われるべき事業なので、体育関係団体や町の体育協会からやってみようという機運が盛り上がるのであれば、教育委員会としても協力なり、バックアップなりさせていただくというようなお話をさせていただきました。

あの後、町の体育協会役員には、議会でこのような提案がありましたということをご報告させていただきましたが、今月中には先般行われました町民体育祭の反省会も計画されておりますので、再度、町体育協会役員やスポーツ推進委員の皆さんとお話しし、理事会等を通じて議論していただくよう働きかけてまいりたいと思います。

きのうの6月17日、北栄町ではすいか・ながいも健康マラソン大会が行われたわけですが、これのほうも瞬時に予約はシャットアウトというような状況です。スイカ、それからナガイモという農業関係の目標、それからコナンのまちなPR、こういうような大きな目標を掲げた大会なわけですが、本町にあって、その綾木長之助翁の顕彰する意味で、オリンピック前年に開催してはというお話ですが、教育委員会としては現在に置きかえて、このような大会を実施するにはどのような方法があるのか、どのような課題があるのか、引き続き調査研究してまいりたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○6番（高橋達也） 来年の2019年には、先ほど述べましたこと以外にもう一つ、この綾木長之助翁に関して節目となる出来事が加わります。何かと申しますと、来年から放送予定でありますNHKの大河ドラマ、これの来年のテーマが、「いだてん」ということになっておりまして、前回の東京オリンピックをテーマにしたものだそうです。主人公が箱根駅伝の生みの親と言われて、日本のマラソンの父とも呼ばれております、金栗四三さんという方だそうです。

私は存じ上げてないんですけども、この金栗四三さんが明治45年のストックホルム五輪に、日本人として初めて出場された選手だそうでございます、ただ、マラソン途中で日射病で失神された苦い経験をされたということでございます。このストックホルム五輪の、3年前の明治42年に開催されました日本初のマラソン大会で優勝したのが綾木長之助さん、当時は生誕地の西栗倉村の在住でございましたので金子姓でありましたが、金子の子は子どもの子です。副町長の

金児とはちょっと違うんですけども、でありました。

その後、本町の八河谷の綾木家に婿養子に入られたわけですけども、海外渡航に対する家族の反対が物すごく強かったということで、期待されておりましたストックホルム五輪の出場を断念されたということのようです。歴史にもしということと言っても無駄なんですけれども、もしこの長之助さんがストックホルム五輪に出場されていたと思うと、何となく残念でなりません。

この金栗四三さんより以前に、日本マラソンの祖父とも言うべき「いだてん・長之助」がいたということ、生誕地の岡山県の西粟倉村はもとより、その後の生涯を過ごされたこの地である智頭町の私たちは、忘れないようにしたいものだと思います。

県内の陸上関係者の方が、この長之助翁の関連資料400ページ分だそうですが、整理をされて、時代考証の参考にとNHKに届けておられるということでもあります。少し説明が長くなりましたけれども、こうしたことも、来年の大きな節目となっております。

私が冒頭言いました、何か記念となる取り組みをという提案に対して、どうも教育長の先ほどの答弁聞いておりますと、マラソン復活に向けた何かを検討進めたようなご答弁でございまして、私の頭の中にはそこまでは描いてなかったんですが、教育長の答弁でそういう方向で考えてみるということですので、それはそれで大いにありがたいこととございます。できるか、できないかはわかりませんが、前向きに捉えてもらうということは、ぜひやってみたいと思います。

私はむしろ、もうちょっと簡単と言ったら語弊がありますが、余り経費をかけずに、手間をかけずにできそうなことがないかなと思うんです。1つは、長之助さんのお孫さんが、もう今ちょうど70ぐらいですけども、京都に在住されておられます。節目、節目には智頭に帰ってきておられますけれども、まだお元気ですので、元気なうちにと言ったらこれも語弊がありますが、このお孫さんに思い出話等々、講演をしてもらったらどうかなと思うんです。それなりの人が集まってくると思います。それから、そのお孫さん自身もみずからの言葉でおじいさんの思い出話を語る、大いに記念に残ることだと思っています。これが1つ、私が思うことですよ、あくまで。

それから、これも単純なことと言ったら語弊がありますが、町のホームペー

ジの中に特集コーナーをつくられてPRするという。これも、できそうなことじゃないかなと思います。

それから、もう一つは、この簡単な内容でいいんですけども、何か冊子をつくられて、長之助さんのことを。小中学生に配られたり、それから欲しいなという大人の方は安い単価で販売されるとか、そんな取り組みだったら可能ではないかなと思っているんです。

以上、私の考えに対する見解をお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 前回の議会での提案の中で、綾マラの復活というご提案があったものですから、それを真剣に考えて、実行するにはどう向きにしたらいいのかなということで、いろいろと働きかけをしているところでありますけども。この京都のお孫さんがどういう方であるのか、私も対面したことがないわけで、息子と言われた守さんはこの前亡くなられ、そこら辺のところちょっと講演会、どのような内容をご存じなのか、また、接触をして考えていきたいなと思っています。

それから、議員ご提案のホームページに、そういうような特集のコーナーというんですか、そういうようなことも参考にさせていただきます。

小冊子、これも今現在、町の歴史資料館に綾木長之助翁の顕彰する意味で展示をしているわけですけども、そういうような中から、綾木長之助さんに特化するのいいのかどうなのか、そこら辺のところは私もどうかなと思うところですけども、検証しながら検討してまいりたい、このように考えます。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○6番（高橋達也） 綾木マラソンの復活というのは、私の最終的な目標でありまして、一般質問を以前にしたときも、「そうやいやい、すぐ復活してと言っているわけじゃないですよ」と言ってますので、これはじっくり考えていただければいいと思います。そりゃあ来年、何がしかのことができたら、なおいいですよ。けど、余り無理されなくてもいいということです。

さっき教育長がおっしゃった、例えば冊子をつくるというのも、綾木長之助さんに特化するのはいかがかということで、当然、この次の質問にも絡んでくるんですけど、参考までにいい機会ですので、教育長知っておられると思うんですけど、日南町がことし、こういう冊子つくられているんです。佐武林蔵さんという

方、クレヨンで有名になった方で、ちょうどこの佐武さんが日南町出身の方で、ことしがちょうど没後50年なんです、ことしが。

それで、こういうのを日南町の教育委員会がつくられて、小中学生に配っておられます。それから、300円で欲しい人はどうぞと売っている。漫画がちょっと載っておりまして、また後であれですけど、こんなのもぜひ参考にされて。別に、長之助さんだけに特化しなくていいんですよ。ほかの人載せてもいいじゃないですか。ちょっと頭の中に。

それで、流れですので、もう次の質問に移りますけれども、この長之助さんの顕彰事業に加えまして、町内の選手・チームが全国大会などで残した実績を、後世に伝えることがスポーツ振興の上からも大切です。来年は、東京オリンピック開催の前年となりますために、取り組む契機だと思います。

平成29年3月定例会で、同僚議員がスポーツ関係の賞状等の収集・展示を行ってはどうかと一般質問を行い、その際の教育長の答弁は、「活用と保管・管理など課題があるが、体育協会や関係団体と協議を進めていく」ということでございました。その後の対応状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） このご提案につきましては、昨年3月議会で大藤議員からご提案がありました。

その後、トップアスリートと言われる偉人、偉業をなし遂げられた方々の他の市町の顕彰の公開状況、同じようなトップアスリートで智頭町内には、どのような方がいらっしゃるのか、いらっしやったのか。情報収集とその方との連絡先、どのような資料が残っているのか、また、その活用方法、展示方法等について、町の体協、また、体育関係者から情報収集しながら調査研究しているところがあります。

大藤議員がご提案になったのは、現役のアスリートでそういうお宝といいますか、いろいろと賞を受賞された、そういうものを持っておられるので公開してはどうかということでしたけども、むしろ私はそういうのは各地区であったり、体育関係のイベントであったり、そういうようなことのほうがふさわしいのかなど。

県内の状況を調べてみたら、オリンピック等の国際競技大会で偉業をなし遂げられた優秀者を、町の公民館のロビーの一角を利用してスポーツフェアであったり、シューズであったり競技用品、記録写真、優勝カップ、トロフィー、そ

うというようなものを展示ケースで公開してあるまちもあるようですけども、本町のように、綾木長之助翁の優勝旗や記念品を、1室を利用して公開している市町は少ないように感じております。

近年の全国大会等で、すばらしい成績を上げておられるアスリートの皆さんには、その都度、町の体協の表彰であったり、新聞、また、町報等に掲載し、その栄誉をたたえているところでありまして、過去に国際競技大会で優秀な成績を残しておられる、トップアスリートに関する調査研究を引き続き行ってまいりたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○6番（高橋達也） 同僚議員の一般質問の際は、あくまで現役でのという趣旨だったというふうに答弁されましたが、そういう発言もあったかもしれませんが、それを含めた過去の方というのも当然、趣旨としてはあったんじゃないかと思っています。ですから、教育長が今答弁されたように、過去いろいろな大会ですばらしい成績をおさめられた方等々を、リストアップしていただくほうが望ましいと私も思います。

これも参考までですけれども、ことしの2月の県議会の一般質問で、今、私がやっているようなやりとり、同趣旨の質問が出ております。鳥取市選出の某議員さんでございますが、「県内のスポーツ選手やチームが残したすばらしい実績が数知れずあるが、広く県民の皆さんに届いているかは疑問だ。ついては、世に知らしめ、後世に伝えるべき」ということです。「県内の」を「町内の」に置きかえれば全く一緒の趣旨でございまして、この質問に対して知事が「何らかの形を考えてもいい」とやんわり答弁ではあるが、多少前向きな答弁をされています。

ですので、ぜひ今、教育長がおっしゃったように、調査研究を進められて、何がしか来年のうちにですよ、するなら来年が好機ですので、オリンピック過ぎてもちよっと弱い。来年のうちに、何がしかの取り組みができたらなと思うんです。詳細はお任せいたしますが。

その県議会のやりとりの前段に、やはりこの県議さんは実際に智頭に來られて、この綾木長之助の展示を見にきておられます。そういうこともあって、この質問に至ったようですけれども。その質問の中で、こういうことも述べておられます。

「前回の東京オリンピックの水泳高飛び込みで8位に入賞された、智頭町の大坪敏朗さんのこともある」と。

ですから、トップアスリートって盛んに言われましたけど、別に走るばっかりの選手じゃなくてもいいんです。いろんな分野のスポーツ大会等々のいい記録のことを広げていただいて、収集できる範囲で可能な範囲で、しょせん物事は限界がありますから、ご家族のご都合もありましょうし、実際そういう賞状やトロフィーがどれだけ残っているかというのもわかりませんから。できるところから、できる範囲のことをするというで十分だと思うんですけども。私の今、述べたようなことを踏まえまして、もう一つあれば。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 今回の綾木長之助翁の展示するに当たって、県の体育協会のほうも興味を示しているということは聞いております。新県史編さん委員もかかわっておられるようですし、そこら辺のところはいろいろと、いい方向に導いていきたいなとは思っております。

綾木長之助さんのほかに、皆さんもご存じ、那岐小学校日本一の体操学校に導いた校長兼訓導であります山本慶一さん、この方は昭和48年に亡くなっておられますけども、展覧体操で有名な方です。それから、先ほど申されました大坪敏朗さん、1964年東京オリンピックの男子高飛び込みで8位、次のメキシコオリンピックで今度は24位ということで、家はこちらのほうにございませぬので、ちょっと連絡先等がわかりませぬ。

そのほかに調べておりましたら、西高から読売ジャイアンツに行かれて、王貞治と公式戦で対戦した最後のピッチャーということで、福士敬章さんという方がいらっしやいましたけども、この方も17年に亡くなっておられます。いろいろと最後のほうは、韓国のプロ野球等にかわられたようですけども、こういう方もいらっしやった。

それから、変わったところでは、力士で最高位が前頭という玉ノ尾源右衛門さんという、郷原村の出身らしいですけども、議員の地元の。この方、160年前に安政5年に亡くなったということですけども、あれば墓ぐらいかなと思うところですけども。そういうような江戸相撲年鑑に載るような力士がいらっしやったと。そういうようなことも調べております。

いろいろと、トップアスリートと呼ばれる方々はいろいろあるわけですけども、そういう方々の情報等がありましたら、私たちも体育協会関係等で調べるわけですけども、皆さんのほうからも情報をいただければと思います。

以上です。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○6番（高橋達也） もう既に、ある程度多方面に絞り込みが進んでいるようですので、私は今、郷原のお相撲さんのことなんか初めてお聞きしましたけども。

その当時の、何か本当に記念になる品物があれば一番いいですけども、古いものは当然ないわけで。ですから、当時の新聞報道の小さい記事とか、先ほどおっしゃっておった、もう墓ぐらいしかないかもしれないなら、その墓の写真でもいいじゃないですか。それにちょっとコメントを。十分関心持って手にされ、冊子に紹介されたら、町民は関心持って読むと思います。

ぜひ、今、るる述べられた方だけでも結構PRできるんじゃないかと思えますよ。その勢いで、ぜひできることから取り組んでいただきまして、来年効果的な年になりますように、期待をいたします。

以上で終わります。

○議長（谷口雅人） 答弁求めますか。

○6番（高橋達也） 要りません、ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 以上で、高橋達也議員の質問を終わります。

次に、中野ゆかり議員の質問を許します。

8番、中野ゆかり議員。

○8番（中野ゆかり） このたび、私が行う質問は大きく分けて2つあります。

1つ目は危険空き家対策と、2つ目は債権の回収についてです。

それでは1つ目の質問をさせていただきます。

ことし5月、愛媛県松山刑務所から受刑者が逃走し、22日後に身柄が確保された事件は、皆さんの記憶に新しいことと思います。この受刑者が潜伏していた場所は、広島県尾道市向島の空き家の屋根裏に潜伏していたとのことで、空き家が犯罪にかかわることを認識させられた事件でした。

また、空き家で問題になっていることの1つとして、都心では現在アライグマやハクビシンが急増しており、その背景として、空き家が獣たちの住みかとなっていることも増加の原因とされています。ハクビシンは、愛らしい見た目とは裏腹に性格は凶暴で、E型肝炎など感染症の媒体になる動物です。智頭でも生息は確認できるため人ごとではなく、本町でもアライグマやハクビシンが空き家を寝床として増加する可能性も秘めています。

さて、全国的にも空き家が問題視される中、本町は昨年度空き家の一斉調査を行いました。そして、その調査によると空き家は429軒あり、そのうち危険家屋は76軒あるという調査が出ました。町内を見渡すと、家のすぐ隣に屋根がわらの一部が崩落し、家全体が朽ち果てるのも時間の問題である家や、既に倒壊した家があり、景観的にも衛生的にも問題視される場所もあります。

そこで、町長に伺います。本町における危険家屋の実態を、どのように認識されているかお尋ねいたします。

その後の質問は、質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 中野議員の危険空き家対策について、お答えいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法にも定義としてありますが、特定空き家とは「そのまま放置すれば倒壊等危険な状態、もしくは衛生上有害となる恐れのある状態や、適切な管理が行われていないため景観を著しく損なっている状態、生活環境の保全を図るために放置することが適当でない空き家」というふうにあります。

昨年の空き家の実態調査では、倒壊の危険ありと判定された家屋が、おっしゃるように76棟存在するとの結果が出ており、防災やそれから景観の面からも、なるべく早い対処が必要、このような認識を持っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○8番（中野ゆかり） 早い対処が必要ということでしたが、今後、具体的に危険家屋に対して、どのように対応していくのかをお尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） これは、昨年6月定例議会において、町内の空き家全ての調査を行い、この調査完了後は条例制定に着手し、「安全・安心で住みよいまちづくり」に向け、取り組んでまいりたいとお答えしたところであります。

現在の状況であります。特定空き家等の適切な管理について、空き家等対策の推進に対する特別措置法に沿って、条例の内容等を検討を行っております。内容については、空き家等対策計画の策定、それから空き家等対策協議会の設置、調査、それから助言、指導、勧告、代執行等を条例に盛り込む予定としております。

また、国庫補助金を活用し、除去等に必要な費用に対し、助成することができるようにと考えております。条例制定後は、昨年行った空き家の全棟調査を生かし、まずは現況や所有者の確認を行い、危険度の高いものから順次、助言・指導に取り組む、このような予定をしております。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○8番（中野ゆかり） 条例の制定を進めたらどうかと思っていたので、大変安心しました。

危険空き家に関しましては、平成27年5月26日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されました。これにより、所有者に助言や指導を行っても改善が見られない場合、勧告をして、それでも従わなかった場合は、相当な猶予期間をつけた上で除却の命令を出し、それでもなお対応しない場合は、行政代執行が可能となりました。代執行とは、所有者にかわって建物を解体・撤去するわけですが、その費用は所有者に請求します。これをしている自治体もあって、本町でも危険家屋の行政代執行が行えるよう、条例を早く制定してほしいなど思ったもので、この質問をさせてもらったわけです。ですから、条例制定を速やかに行うということですので、そのことをよろしく願います。

しかしながら、今の段階でもできることはあると思います。例えば、空き家を放置し、管理不全が原因で第三者にけがをさせたり、被害を与えてしまった場合は、空き家の所有者等に損害賠償を求められることをお知らせし、空き家の管理は所有者等の責任であることを周知すべきだと思います。このような周知を行い、危険空き家の所有者に対して認識を深めていただければどうかと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今もご説明しましたように、これは非常に危険でありますので、おっしゃるようなそういう旨をお伝えするというのですが、ただ現状、所有者の確認を行うという作業も実はございます。全部が全部、所有者が今どちらにいらっしゃるかというのが、わからない空き家もございますので、そういうことも含めて速やかにやらなければいけないなということで、おっしゃるようなこれは条例整備を行うという前提のもとで、そういうことも加味しながらやっていきたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○8番（中野ゆかり） 未来の年表という本に、15年後の2033年には、全国の約3戸に1戸が空き家になるであろうという、野村総合研究所の試算が書かれていました。安全・安心な町民の生活を維持・確保するためにも、危険空き家対策を速やかに検討し、実践してほしいということを願い、次の質問に移ります。

2番目の質問は、1つ目の質問と関連しております。

先ほど、老朽化した危険空き家等を除却できるようにするため、また、空き家の再生を進めるためにも、条例の整備を急いでくださいと申しました。しかしながら、対策を進めてほしい反面、懸念されることもあります。それは、条例が整い、危険空き家を行政代執行することができたとしても、その解体・撤去費用を所有者が払わない、また、払えないということも起こり得るからです。

その場合、まちの回収できないお金、未収金となるわけです。そこで、町の未収金である債権をふやさない対策が必要ではないかと思い、2つ目の質問をさせていただきます。

現在、住民税や法人税、水道料金などなど、本町で暮らしていく中で、利用者に支払っていただかなければいけないお金があります。それを支払わず、回収ができていないお金、滞納金、未収金というのは町全体で幾らかをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 滞納金につきましては、毎年、決算時にお示しをしているところですが、6月1日現在、公営企業も合わせ、税、それから保険料、下水道使用料、それから住宅新築資金等貸付金など、約1億4,700万円がございます。

ちなみに、平成17年度、滞納整理対策本部を立ち上げたときは、滞納額は2億6,400万円ございました。かなり努力して頑張っておるという状況であります。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○8番（中野ゆかり） 2番目の質問とダブるんですけども、現在、未収金の回収を進める上で税務住民課だけでなく、各課の担当者が一同に集まる滞納対策本部を設置しています。その取り組みと成果、成果は先ほどちょっと触れられましたが、その取り組みについてお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） この対策本部というものを設置しております。平成17年に立ち上げました。

現在は、当年度の取り組み方針決定の進捗状況の確認とか、それから同じ債権者に対する連携した徴収のための情報の共有、それから困難な事案のヒアリング、あるいは職員それぞれのスキルアップを図るための研修会等取り組んでおります。

また、去年は債権管理条例を制定しまして、明確な基準で滞納整理を行えるよう条例整備を行ったところですが、債権管理条例施行規則で各債権の処理方針の検討については、滞納整理対策本部が行うことと明文化しております。

こういった中で、成果といたしましては債権管理条例の制定をはじめ、このような取り組みを通して職員個々の意識改革、あるいはスキルアップ、あるいは情報共有の徴収の連携強化が図られたということであります。今後も滞納対策について、職員一丸となって進めてまいります。が、これはかなり本町では職員等々が頑張っていて、なかなか正直に申しまして嫌な部分も大いにありますけども、それを頑張っていて回収に努めておるといことで、これはかなり成果が出てきておると自負しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○8番（中野ゆかり） 未収金回収というのは、職員さんは日々の業務を行いながら、未収金の回収業務を行っておられて本当に大変だと思います。嫌な業務だと思います。しかしながら、真面目に各種税金を払っている人と、払っていない人との不公平感が生じてはいけません。どうすれば、もっと回収が進むのかということ、しっかりと対策を考えていただきたいと思います。

そこで、他の町村では未収金に対してどのような取り組みをしているのか、私なりにホームページで調べていましたら、大きな成果を上げている市があったので、お知らせいたします。それは、長崎県松浦市の取り組みです。平成20年度のピーク時に、全体で約7億7,000万円あった未収金が、さまざまな取り組みによって4年後の平成24年には、3億8,000万円を下回るまで未収金が減少されたそうです。

この取り組みで大切なことは3点ありまして、1つ目は「しなければいけないことを、しなければいけない時期にする」、2つ目は「未収金を1つの部署の問題にせず、自治体全体で情報を出し合い協力する」、3つ目は「頑張った者はき

ちんと評価をし、頑張らない者はそのままにしておかない」といった原則にされており、未収金の縮減に取り組まれているそうです。

また、すべきことをしないでいると法的に責任を負わされるということを、職員に認識してもらい、職員の意識を変えることが重要だとも書かれていました。法的に責任を負わされるという件ですけれども、平成12年、浦和地裁において確定された判決をご紹介します。納税職員が市民税の徴収を懈怠、懈怠というのはある義務を怠ることなんですけれども、懈怠して、その徴収権を時効消滅させたとして、同職員の指揮監督権者である市長個人に対する損害賠償請求が住民から訴訟され、認められたという事例なんです。

なので、職員の方が徴収しなければいけないときに、しなければいけない業務を怠り、その時効を消滅されたら、言えば町長に責任がかかってくるということなんです。このようなことにならないためにも、本町の未収金回収を推進するためにも、職員の意識改革をいま一度行ってはどうかなと思っておりますが、町長のご所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 正直、我が家にはそういう職員は1人もおりません。これは、自信持って私は答えられます。

これ、余分ですけど、なるほどなと思ったのはこういうことがあります。あるとき、知り合いのお年寄りにすれ違ったら「町長、もうわしはあんたは応援せん」と言われまして、「え、どうして」と言うと、「智頭町長寺谷誠一郎の名前でわしのところに督促状がきた」と。「もうあんたはせん」と。これを言われると、「これは仕方がない、これは仕事ですから申しわけないけども」と言っておきましたけども。

そういう恨む人も、とんでもない恨み方をするわけですね。本当に払えないけども我慢して、少しずつ払うけどもこらえてくれという、けなげな人もいらっしゃいます。そういった中で、職員は非常に、それこそそういう人に会うと心がいやされるというような、職員からも話は聞きましたし、ぶっきらぼうで本当にもう敵対視されると、自分も人間だから腹が立ちますという報告も受けております。

そういう中で、孤軍奮闘して頑張ってくれておるがゆえに、今、申しましたように、一時2億幾らあったものが1億幾らに減ったというご説明をしました。2億6,400万円が1億4,700万円、約半分。これは、私どもの智頭町の職

員が、本当に頑張ってくれた成果と自負しております。

しかし、それに甘えることなく、シビアに心を鬼にしてでも回収は進めていくという職員の心意気を、私も把握しておりますので、ご心配ないようにこれからも努めていきたい、このように思っております。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○8番（中野ゆかり） いろいろとできることはやっていくという方向で検討していただきたいと思うのですが、その1つの取り組みとして、コールセンターの利用も効果が上がっているそうです。

具体的には、滞納者に対する自主的納付の呼びかけ業務を民間に委託するという事なんですけれども、委託経費はかかりますけれども、未収金回収業務の職員さんの負担も多少軽減できるのではと思いますし、未収金回収も促進する可能性もあります。このコールセンターというものの設置も検討の1つかなと思いますし、そのほか、滞納者がコンビニでもお支払いができるようにするなど、未収金を少しでも、滞納する側が気軽に払えるというようなことも1つかなと思うんですが、そういう新たな対策に関しては、町長はどのように思われますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 正直、コールセンターというのは初めて聞きましたし、しかし今、おっしゃるようにコンビニという手もなきにしもあらずだなと。やっぱり払いやすいということが一番ですから、そういうコンビニなんかに行って、ひょいと払っていただければというのは、なるほどなと思いました。

これは、検討させていただきます。ただ、コールセンターというのはちょっといかなものかなと、何か違和感があるような気がしますけど、これも検討してみんなで考えてみる、一考があると思います。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○8番（中野ゆかり） このコールセンターというのは、全国的に試された中で効果が上がっている手法の1つらしくて、滞納者側としてうっかり払い忘れていたとか、口座に現金がなくて引き落とされていなかった、それを忘れていたという人もいますよね。その第一歩として、コールセンターの第三者が電話をかけることにより、「あ、忘れてたわ」で、気づきがあって納付してくれるというような流れもあるそうなんです。なので、本当に職員さんの負担も考えたとき

には、有効な手段の1つかなと思いますので、ちょっと検討していただけたらと思います。

日本は現在、人口減少や高齢社会に直面し、さまざまな社会制度にひずみが出始めています。金融広報中央委員会によると、日本人の約3人に1人が貯蓄がないというデータも出ています。また、退職金も年金も減額傾向にあります。このような状況ですから、今まで各種税金を支払ってきた人も支払えなくなり、滞納がふえ、まち全体の未収金もふえていくことが予想されます。ですから、今から未収金をふやさないと同時に、未収金回収に努めることを徹底的に取り組んでいただきたいと思っている次第です。

最後に、町長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 徴収方法にはいろいろあると思います。今、おっしゃったコンビニとかコールセンター等々含めて、速やかに徴収ができるように、そしてまた、職員もやはり人間ですから嫌な立ち合いというのも苦痛になってきますので、そういう職員対策についても、そういうことが可能であれば少しでも気持的に和らげるのではないかなと、こういう思いがしましたので、また、検討させていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○8番（中野ゆかり） 先進的な事例も含め、全国的な取り組みも含め、もっと検討していただいて、未収金を1円でも多く回収していただけたらと思っております。今後とも努力していただくことを願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口雅人） 答弁求めますか。

○8番（中野ゆかり） いえ結構です。

○議長（谷口雅人） 以上で、中野ゆかり議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時。

休 憩 午前11時22分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、國本誠一議員の質問を許します。

3番、國本誠一議員。

○3番（國本誠一） 國本誠一でございます。きょうの一般質問の冒頭に、地震のことに触れた議員がおられました。昼のニュースで悲しいことに、小学3年生を含む3名の方がとうとい命を落とされたと。その他けが人も多数おられるということです。一日も早い地震の復興、まだまだ今後も余震が予想されるという中で、非常に不安なことだろうと思いますが、まずはお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、議長の許しを得ましたので、通告により質問をいたします。

昨年12月、またその前に前議員の仲間の議員からも質問をしましたが、部落差別解消推進法について、お尋ねをしたいと思います。

世界的な流れの中で言いますと、ことしは世界人権宣言70周年に当たる年だそうです。そして、智頭町が県内では他の市町村に先駆けて、この議会で作った智頭町基本的人権の擁護に関する条例、これが施行されて25年の年に当たります。

そういった中で、一昨年、部落差別解消推進法というものが施行されました。当然、その前段にはいろいろな諸事情を含み、障害者差別禁止法であるとかヘイトスピーチ対策法であるとかいうような、個々個別事案ごとの法律というものができてきた経緯があります。その中で、部落差別解消推進法も施行されました。

さて、その中でこれまでの質問では、どう取り組むのかということでありましたが、聞きますれば本年3月に、先ほど申した智頭町基本的人権擁護に関する条例の中で、審議会というものを設置するという条文があります。それが、本年3月に開催されたように聞いております。その中で、この推進法も論議されたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

以下は、質問席にて質問したいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 國本誠一議員の部落差別解消推進法について、お答えいたします。

るる國本議員のほうからご質問されましたが、まずもって私の思う部落差別解消推進法というテーマの中で、要は部落差別のない社会の実現を目的とした、部落差別解消推進法というのが平成28年12月に施行されて、1年半近く経過しようとしております。

そういった中で、これら責務の取り組みを推進するために、法の目的及び理念

に基づいた基本計画、それから実施計画策定に向け、現在、本町の相談、教育、啓発体制の実態を検証しておるといところであります。

そういった中で、智頭町基本的人権の擁護に関する条例を制定して、智頭町人権・同和教育実施計画も策定していますので、これら条例、計画とのリンクも視野に入れながら、県及び他自治体の策定状況を参考にしつつ、智頭町の実情に応じた基本計画及び実施計画としていくため、慎重に検討を進めているところであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 國本議員。

○3番（國本誠一） 済みません。ちょっと声が弱々しいかもしれませんが、お聞き取りにくかったら大変申しわけありません。

ただ、この法も施行されて1年半という中で、実は町執行部と関係団体との昨年末意見交換会の中で、私ども団体の長が最後のほうに「じゃあこの部落差別という言葉をやめた法が国で初めてできた。その意味合い、重きを感じて、智頭町としてこれに沿った基本の計画をどう進めていくのか」ということを問うたときに、「じゃあやりましょう」と町長のお答えがあったわけです。当然、団体のほうも力をお貸してくださいというおさめになったと思います。その辺が今、どうなっているのかなということが、やはり年を重ねていけば、あれから何年、あれから何年、やれ何十周年だというふうなことに、どこかでなってもいけないわけであります。

さっき言った智頭町の基本的人権の擁護に関する条例にしても、平成5年、智頭町が県内他の市町村に先駆けて、我々の大先輩であります議員がおられた時分につくられたものであります。この効果は非常に大きなものがあって、県内他の市町村に1年、2年の間に広がっていったという経緯もあります。そこで、何でも一番にやったらいいというわけではありませんが、町長もその辺のところは十分心得ておられて、「じゃあやりましょう」というふうな意味合いでの答弁だったと思います。

ですから、具体的にどう進んでいるのか、3月にはその条例の中にある審議会が開かれたということも聞きましたので、そういう中でその話があったのかなというふうなことも、少し気になったものですからお聞きしたところであります。その辺のところは聞いておられますか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 冒頭におっしゃいました、私もその席にて「これはやらなければいけない」というお答えをしたのは事実でありますし、当然、やるのが当たり前だと、そう思っております。

そういった中で、策定期間というようなことでありますけれども、部落解放同盟智頭町協議会など各関係団体と連携して協議をしながら検討を進めて、その中で智頭町基本的人権の擁護に関する審議会での承認・決定を経て、今年度中の策定を目指すということにしております。

これも慎重に皆さんと相談しながら、ただ我々が暴走だけするんじゃなくて、慎重に皆さんの意見を聞いて、そして広く皆さんの理解を深めつつやらなければ、急にどんどん進めても、皆さんの理解を得ないでいてもということがありますので、これは慎重にやらせていただきますけれども、承認決定を得ないとだめということで、今年度中の策定を目指したいということでもあります。

○議長（谷口雅人） 國本議員。

○3番（國本誠一） できるだけ確かにいろんな意味合いを含みます。前段に申し上げた障害者差別であるとか、ヘイトスピーチ対策法であるとか、特にヘイトスピーチ対策法なんかは、本当に聞くにたえないような文言を大きな拡声機を使って特定の人に対して浴びせる。しかし、これも対応策法ができたなら取り締まるほうというのは何が邪魔するかというと、表現の自由ということがすごくネックになっているというふうなことがあるようです。そういった中で、それぞれがそれぞれの立場で、それぞれの差別偏見と戦っていかなければならないというわけがあります。

我々は、そのいろいろな差別の戦いの中では先駆者として、当然、進んで行かなければならない。他の範となるべく頑張っていかなければならないという自負は、持っていかなければならないというふうに思っています。

そうした中で、この推進法ができたわけですから、何とかこれを具体化して具体的に動いていくという形が、早く見えてこないかなという期待があるわけです。そして究極的には、それが全ての人に対して人権侵害救済法の制定であったり、人権擁護法案であったりということにいくんだらうなと思います。

こういった法律ができて、なお、県内でもまだまだ差別の実態があります。組織が昨年来、差別の実態というようなものを県内で調査しておりますが、昨年

の中でも「名字が同じだけど、あんたとは違うんだよ」と。これも言葉には出さないけど、「あんたはあそこの人、でも私は違う。名字は同じでも違うんだよ」というふうな差別もある。

それから、結婚相手を相談しようとして紹介しようとする方が、やはりその紹介しようとした人が同和地区の人だというふうなことでうまくいかなかった、断られたというふうな事例。また、これは学校現場でありますけども、学校でも教育啓発ということはやっていると思うんですが、逆に若い人、特に高校生というのがあるんですが、言葉遊びのようにして「おまえは何々だ、おまえは何々だ」みたいな言葉遊びみたいなことで、はやし立てるといようなこともあるということです。

それから、究極に至っては、もう県外に出て結婚10年以上たっている女性、その方が最近になって地区の出身だといようなことがわかって、そのうちの家族、そして旦那さんといような方からいろいろ言われて、結局最終的には不幸にも離婚といようなことで家を出される、子どもは向こうに残したままといような悲しい実態も依然としてあるということです。

そういう状況の中で、やはり我々としては一日も早い差別のない社会づくり、これは全体に言えると思いますが、そういったものができてほしいなという思いであります。

ですから、智頭町としてもそういった基本計画をつくるに当たっては、審議会、執行部、担当課、当然ですが直接かかわる地区にある隣保館なり、集会所なり、そういった方々をそういった計画づくりの中には加えていただいて、ひとつ計画を練っていただきたいというふうに思います。必要があれば、組織の関係団体のほうにも声かけをいただければ、またそれなりに進んでいこうというふうに思います。

くしくも先ほど言った基本的人権の擁護に関する条例、これが制定されたのが平成5年6月18日、まさしくきょうであります。そして、その5年後に記念集会といものを開いたそうです。私は出席はしていないんですけど。記念集会を開いて、その場で智頭町人権の日といものを定めたそうです。それも6月18日、まさしくきょうなんです。

そういった日にちを合わせればいいというものではないんですが、そのような節目の日であります。どうかこの問題解決に向けて、積極的に取り組んでいただ

ければなというふうに思います。よろしく申し上げます。特に、町長のほうから何かあれば。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 國本議員のおっしゃることは理解できますし、当然のこととあります。私の思いは、今、世の中というのが本当に物すごいスピードで進化していますから、進化するというと、その進化するのもいいんですけども、その反動というのがあるわけですね、何事にも。そうしますと、今、おっしゃったようにヘイトスピーチとか、今まで考えられなかったようなことが起きるわけですね。

私も何回も口酸っぱく言っているのは、本当にどうしてこういうことが起きるのかな、なくならないのかなと、本当に何かこう寂しい思いがしますけど。聞いていただいたと思いますけど、私は中学校の入学式とか、農林の挨拶には必ずこの問題を言うんですけども、本当に世界じゅうの皆さんが、要するに本当に我が子を産むときは幸せになってほしい、健康になってほしい、みんな同じ気持ちで出産されるのに、いつの間にか自分だけの子どもさえよかったらという、ここだと思うんですよね。

特に、いろんな差別があります、肌の色でする差別、例えば黒人とかですね。いろいろ差別、黄色人種とかいろいろありますけども、何かこの日本の差別というのは、心の中で差別しちゃうんですね、目に見えないんですね。「私はそんなことは、差別なんて絶対していない、しない」、「俺はするわけない」と言いながら、人の心の中までは絶対のぞけないわけですから。これが非常になくなならない要素なのかなと。人は本当にうそを言いますからね。ですから、そういう意味では本当に、みんなで真っ白な気持ちに一日も早くならないかなと思いつつも、結局何かこう堂々めぐりになる。そういう現状はあるんですね。

私は、平成9年に出てからずっと言い続けてますけども、他の県の事例は別にして、平成9年ごろの子どもたちの感覚と、今の子どもたちの感覚はかなりまともになっている、これは感じます。小学生でも中学生でも。しかし、問題は大人なんですね。

正直に言いますと、学校ではみんな子どもたちは、そんな差別なんて余り意識していない。学校の先生もそういう教育をする。ところが、家に帰ったら、残念ながらおじいちゃん、おばあちゃんが、「おいおい、そう言うけどな」というよ

うな、家庭内教育をするんですね。これは、やっぱり家庭内教育というものを、もうちょっと力を入れなきゃいけないのかなと思ってみたり。

いろいろ思うことはあるんですけども、智頭町としては本当に一日も早くなくしたいというのは、我々もそうですし、議員の皆さんもそうだと思うので、これはもう要するに頑張るということであろうかと思えます。私は、本当に戦いだと思ってますから。今、おっしゃるように戦うという言葉をおっしゃいましたけども、やっぱり戦わなきゃだめだと思っておりますので、頑張ろうと思えます。

○議長（谷口雅人） 國本議員。

○3番（國本誠一） ありがとうございます。特に、町長のこの問題に対するお気持ちはずっと聞いて、先輩方からも聞いて、十分にわかっているつもりでございます。確実に、前に進めていっていただけるというふうに確信をしております。だからこそお願いをしたくなるということでございます。ひとつ、よろしく願いをします。これで私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（谷口雅人） 答弁はよろしいですか。

○3番（國本誠一） 答弁は要りません。

○議長（谷口雅人） 以上で、國本誠一議員の質問を終わります。

次に、都橋一仁議員の質問を許します。

1番、都橋一仁議員。

○1番（都橋一仁） まず、このたび平成30年6月7日並びに6月12日の議会活動を欠席いたしましたこと、議員としてあるまじき行為と猛省しております。町民をはじめ、多くの方にご迷惑をおかけして申しわけございませんでした。

また、本来なら議員としてコンプライアンス違反と言われかねない、不適切な支出の慣例を全会一致にて3月で廃止し、新年度から新たな制度に改善しました。私も委員長として支出を行い、その慣例が有権者の信頼を低下させた可能性は否定できないため、その行ってしまった行為に対し、私個人として深くおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

さて、議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

最近の報道、ニュースを見ていると、さまざまな事件、事故が起きており、日大アメフト部の問題など、危機管理におけるさまざまな事案の対応を見ると、その事案発生時の初動対応の重要性を認識します。

そこで、本年主要事業一覧にある森のようちえん支援事業、その森のようちえ

ん事業でドクターヘリ出動にまで至った事故の対応について、危機管理対応や再発防止策、先駆者であるがゆえに起きた前例のない事故から得られた教訓を、社会へ還元することによる地域貢献の方策を含めて、いかがお考えかお聞きしたいと思います。

以下の質問は、質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 都橋議員の森のようちえんの事故対応について、お答えします。

森のようちえんは、智頭の豊かな自然環境を学び舎とし、野外保育により幼児期の体と心の育成に取り組む、智頭町が誇るユニークな子育て事業であり、現在、町と県で活動費の一部を支援しているところであります。

このたびの事故は、森のようちえんの未満児である杉ぼっくりクラスの園児3歳が、河原で遊んでいたところに、ほかの園児が川岸の自然石の上に乗ったところ、この自然石が下の児童のところに滑り落ちて、児童が挟まれるような形で下敷きになったというものであります。幸いにも石と石のすき間に体が挟まれていたのですが、乗っている石が大きく、動かすと園児が直接下敷きになる恐れがあったため、119番通報し救急隊による救出後、検査のためドクターヘリで県外の救急病院に搬送されたものであります。

今回の事故は、本当に不幸中の幸いであり、大事に至らなくてよかったのですが、見守る保育の守る部分に、大きな見落としがあったのではないかと危惧をしております。

今回の事故を踏まえて、今後は森のようちえんが活動している町内14カ所の活動フィールドの再点検、県が整備している親水公園等の活動場所の選択、再発防止に向けて事故防止マニュアルの策定、緊急連絡体制の確立など、森のようちえんに指導を要請するとともに、ちづ保育園、また子育て支援センター、智頭小学校も含めて、野外活動での遊び方及び保育や学習等における事故防止、緊急対応についての各種研修等の受講など、知識と技能の習得に努めたいと思います。

また、教育委員会にあっては、保育園及び教育関連施設に設置されている遊具等の安全点検を引き続き行い、子どもたちが安全で豊かな環境の中で学び、遊びることができるよう、環境整備を進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） 先ほど、安全管理講習のお話は聞いたんですけれども、その現場で保育士さんが危機管理意識が本当にあったのか、なかったのかは別として、フィールド保育に対して今の県の定める2対1.5という、その目の絶対数の問題という可能性も僕の中では否定できないんですけれども、そのような例えば目の数の問題に関して、何か県なりに要望されたりとか、事故の検証についてきっちりされたのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 2対1.5、保育士が2人に対して子どもさんが1.5ということでしょうけども、そこら辺のところについては、私のほうからは森のようちえんに対してどうのこうのということは言うておりません。しかし、智頭町にあっては、そこら辺の特に低年齢といいますか、ゼロ歳、1歳、このようなところについては国の基準以上、ゼロ歳でしたら3対1、子どもさん3人に対して保育士1人なんですけども、智頭町は2対1、こういうようなことを導入して、より手厚い体制で子育て支援をしているところであります。

今回、このような事故を受けて、県のほうもこのような事故が起きたからというわけではないですけども、やはり保育や学習等における事故防止ということで、このような講習は開かれております。先々週の土曜日に開かれたんですかね。そういうようなことで、関係者も役場の関係でしたら、保育園並びに子育て支援センター関係でこのような研修に参加をしているところであります。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） いろいろされているということはわかるんですけれども、本当に一歩間違ったら命が危ぶまれていたような、多分事故だと思うんですよね。それを先ほど町長がおっしゃったように、自分の子どもだけよければいいではなく、それこそ町長さんにはお孫さんいらっしゃいますけど、教育長さんにいらっしゃるかどうか、ちょっと存じ上げてないのでわかりませんけれども。

自分のお孫さんが、もしもそういう事態にあった場合に、自然災害で気をつけていた、それでしようがないというふうには、僕は終わらないような気がするんです、今の時代は特に。何かしらの問題、事故の原因として先ほどおっしゃった危機管理意識の問題であるとか、それこそ絶対的な目の数とかっていうような、どこかにヒューマンエラーがない限り、起き得なかったかもしれないし、起きた

かもしれない。その事故に対して自分の孫だったらという思いで、何かもう一歩踏み込んだ発言をいただけたらなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 今回の事故ですけども、今までハチに刺されたとか、そういうような事故は発生をしておりました。ですけども、命にかかわるような重大なインシデントは今回が初めてであります。初めてだからどうのこうのということじゃなしに、やはりいつもこういうことが起こるだろうという想定のもとで、取り組まないといけない事業であろうと思います。

私は、県のほうが整備している親水公園等の活動場所が町内にあるわけですけども、やはりそういうある程度満たされた環境の整備の中で、そういう事業は取り組むべきではないか。今回事故が起きたところは、普通の河原で起きているわけですね。やはりそこら辺のところも、危機管理意識を持ちながら取り組んでいただきたいと思っておりますし、その部分をやはり再発防止に向けて指導要請、これはしっかりしていかなければいけないと思っております。

今回の事故は、認可外の保育施設であったわけですけども、やはり教育委員会としては、智頭の子どもたちというスタンスでいくと、自分の子どもとか孫とかそういうスタンスじゃなしに、やはり智頭の子どもたちの安全安心を守るというのは役場の仕事ですので、ユニークな子育てであろうが、やはりそのところは徹底してまいりたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） 僕が質問したかったのは、自分の孫だったらそういう事故にあった場合に、教育長さんだったらどのように対応されるのかという。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 私も孫が1人おりますけども、自分の孫だったらとか、そういうことでどうのこうのって変わるということではなしに、やっぱりそういう智頭の子どもたちを守るというのが、我々の仕事だということです。ですから、孫だからもうちょっと真剣にならないといけないとか、そういうスタンスで今回のお答えは控えたいと思います。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） 職務にあるうちは、全ての町民も自分の孫のように接すると。その自分の孫のように接するのであれば、しょうがないで終わるものなのか

どうなのかというところですよ。多分ですよ、自分の孫だったら本当に血相変えてでもこれは何で起きたんだ、何か問題あったんじゃないかというふうに思う人もいれば、しょうがないで終わる人もいると思うんですよ。

でも、先ほどおっしゃったように、町民を守るという意味からいくと、しょうがないで終わらせるのではなしに、もうなければ仕方がないですけども、何かその大多数の町民ではなしに、大多数の町民と自分の近親が同じような目にあった場合と、何も変わらないのは変わらないと思うんですけども、そこら辺自分の家族だったら多分、違った行動になっていたような気もしないでもないけども、それが町民でさえも同じような対応を迫られるというところが、その職務上の、教育長も含めたその辛さだとは思うんですけども。

そこら辺、自分の孫だったらって、自分の孫がそういうのに合うわけじゃないんですけども、何かその事故が起こった原因というものの追及の仕方に関して、これでいいんだろうかなという疑問がちょっとあるんですけども、そこら辺いかがお考えですか。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 私も、しょうがないでは済まされる問題ではないと認識しております。先ほども再三言いますように、何で起きたのか、起こさないようにするにはどう向きしたらいいのか、そこら辺のところを我々が預かっている保育園、小学校、中学校の範疇だけではなしに、森のようちえん、そのほかいろいろな活動についても指導なり要請なり徹底してやっていきたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） 本当に、自分自身がですけども、自分自身は本当に、自分の子どもとかそういう感覚が全くなくて、それこそきょう午前中の答弁で、5歳の虐待されたゆあちゃんという女の子の文章を見ると、というか聞かされると、聞きたくないぐらいの感覚に陥るんですね。そういう意味で、本当に子どもたちの安全というか、そういうのを本当にご尽力いただいているとは思うんですけども、さらにご尽力いただけたらと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、智頭町で不祥事、事故等が起きた場合、その事案は終わったことで執行部に任せておけばよく、それ以上質問すべきではないとの意見が議会内部

にあり、憲法、判例でも担保された十分な質疑をはばかれる状態にあります。そこで、今回は事案の究明、再発防止目的の質疑の是非についてお聞きしたいと思います。

憲法15条では「公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と明文化されており、不祥事、事故に対して質疑を尽くさなければ、全体の利益となる再発防止策を明確にできず、多くの住民が疑念、不安を抱くのは必然です。平成9年最高裁でも、あらゆる面から質疑を尽くすことも必要であると判例で示されており、個人のプライバシーは担保した上で、質疑に対する十分な回答をいただき、説明責任を果たすことが必要であると思います。

憲法51条では、国会議員の免責特権について規定されており、平成12年の高裁で地方議員に関して以下のような判例も出ています。「民主主義政治実現のために、議員としての裁量に基づく発言の自由が確保されるべきことは、国会議員の場合と地方議会議員の場合とで本質的に異なるものとすべき根拠はない」、以上のような判決です。

憲法15条、憲法51条、過去の判例を念頭に置いた上で、不祥事、事故の詳細把握並びに町民全体に安心を与える再発防止策構築目的の質疑の是非について、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 都橋議員の質問にお答えしますが、憲法51条とか東京高裁の判決とか、いろいろおっしゃいました。基本的には、私の思いというのは不祥事、事故等が発生した場合は、十分な調査を行った上で再発防止策を策定するとともに、懲戒処分の基準に基づき処分を行っているということであり、そういう状況を勘案して、議会への説明とか公表を行っております。

少し具体的に、議員の何をお聞きになりたいのかというのが、ちょっと私も理解ができない部分がありますので、もう少し具体的に私に対していただければと思いますけども。何をご質問されたかちょっと、もう少し具体的におっしゃっていただければ、私の思いというものもお答えできると思います、よろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） 再発防止策というのですけども、いろいろ多分いろんな不祥事とか事案があると思います。最近で起きたのは、ロシアの外務省の問題であ

るとか、それこそ千葉大学で起きたCT見落としの件であるとかというようなことがあると思うんですよね。ロシアの件に関しては、それこそ被害者のプライバシーもあると思うんですけれども、医療事故に関しては原因究明と再発防止策について議論しようとする、先ほど言ったロシアの件のプライバシーという話になります。

片や、先ほど教育長に質問した森のようちえんの事故もありますよね。で、その森のようちえんの事故の再発防止策と原因究明、それと医療事故の再発防止策と原因究明と、何かもしも明示できるというか、差があれば僕は納得できる差があれば、それ以上僕は質疑するつもりもございませんし、逆にその医療事故に関してちゃんとした原因究明なり再発防止策ができていないかもわからないまま、このまま行政、智頭町としてそれをやみくもにしたまま、流れていくということ自体に僕はすごく怖さを感じるんです。

町長にお聞きしたいのは、医療事故と森のようちえんの事故と、結局同じ扱いなのか、違う扱いなのか、というところをお聞きしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 医療事故と森のようちえんの事故、要するに教育長もご説明しましたけども、事故に対して無関心であるはずはないわけでありますよね。そういう事故の起きた医療事故にしろ、森のようちえんの事故にしろ、要は何が原因でなぜこうなったのか、これは当然誰しも真剣に考えないといけない、これは当然のことです。

今、医療事故というふうにおっしゃいましたけども、医療事故の場合はいろいろ専門家のプロフェッショナルがいらっしゃるわけですね。私ども素人が、自分の感覚でああでもない、こうでもないと言うのではなくて、医療にもいろんな医療ミスというか医療事故といいますか、あるいはその医療にかかった方が変な言い方ですけども難癖なのか、いろんなケースがあると思います。

そうしたときに、何もわからないものがただやみくもにああでもない、こうでもない、これはいかがなものかと。医療の場合は、特に専門家のプロジェクトがありますし、それから法的なものもございます。そういったものに対して、意見を聞くなり、そういったきちとした対応をするということに私は尽きると思うので、病院の医療事故っておっしゃいますけども、いろんなケースがあると思うので、私自身は正直言って医療の深いそういう知識もありませんし、そういった

場合はやはり、そういう携わっていらっしゃるプロとか、そういう方に相談しながら物事は進めていかなければいけないなど。自分の素人の判断というのは非常に危険であると、このように考えています。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） では、その原因究明も再発防止策も含めて全く示されない中で、例えばですよ、その再発防止策とか原因究明に関しても、質疑する必要は一切ないんだと。全て執行部に任せておけばいいんだという意見も、内部には少数あるんです。少数というかあるんですけれども。

そのようなチェック体制として見た場合に、議会としてそれがチェック体制として果たして成り立っているのか、成り立っていないのかというところを、僕はすごく疑問に思うんです。

そういう意味で、町長が医療事故起こった場合に「もう任せてくれ」と、「事故は起こさないから」っておっしゃるのであれば、そのようにお答えいただきたいですし、もうプロが見ていないような場合においては、そのような事故が再発される可能性だって否定はできないわけなんですよ。そういうケースもあると思うんです。

要するに任せておけばいいのか、それともちゃんと示していただけるのか、どうなのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 要はケース・バイ・ケースでして、医療事故というのは本当に素人でははかり知れない、要するに素人ですから、私も医療のそういう免許も持っておりませんし、そういう人間がああでもない、こうでもないというのは、かえって混乱するのではないかと。ですから、そういうもし医療的なミスが起こった場合は、やはりそれは医療の専門家、免許を持っていらっしゃる、そういう深い見識を持っていらっしゃる方をお願いして、きっちり対応していただくと。

でないと、素人の私の感情で、私は町長だからああでもない、こうでもないというのは、むしろ混乱してしましまして、かえって不幸になると思いますので、そのあたりはきっちりと法律家もいらっしゃいますし、そういう方たちに相談しながら対応するというので、それが一番私はベターと思っておりますから。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） その件に関しては大体わかりました。

次の質問なんですけれども、町長が例えば財布をなくされたときに、どういふふうな対応をされるかというのがちょっとわからないですけれども。二通りあって、必死に探す人と、もうすぐに諦める人と。二通りにわかれると思うんですよ。

今の終末期医療を考えた場合に、命がなくなりそうだと。なくなりそうだったときに、もう諦めますということが医療に関しては言えないのが、今の日本の実情なんですよね、安楽死とか尊厳死に関して。必死で探して、必死で1秒でも1分でも先延ばしするというのが医療として許されない、許される場所として諦める行為自体もう許されないというふうに言われていて、その条件として1991年の東海大学で起きた安楽死問題で、1995年の横浜地裁の判例で治療中止ができる要件が2つあって、1つは患者本人が納得していること、もう一つは終末期で回復見込みがないというような、横浜地裁の2案件があるんです。

それを踏まえた上で、この質問をさせていただきたいと思います。智頭病院で安楽死、尊厳死の判例を念頭に置いた上で、治療不開始、中止希望者への対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） これは、ちょっと難しいですね、いかがなものでしょう。これ、私は答えるべきものではないような気がしますね。これはちょっと答弁は差し控えさせていただかないとわかりませんね。

○議長（谷口雅人） 質問を続けられますか。

都橋議員。

○1番（都橋一仁） では、その不開始、中止に関する案件、その1991年の東海大学の案件であるとか、1995年の横浜地裁の判例と違ってというのも、全く調べられていないということによろしいですか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 残念ですけども、私もその免許の医師も持っておりませんし、そういうことはよくわからないと、そういう状況です。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） さっきから免許の話をされるんですけれども、免許持っているか、持っていないかというのは、その行為をしていいかどうか。例えば、医

者じゃない人がメスで切ったら傷害罪になるんですけども、医者だったら傷害罪にならないというような、医師とか弁護士としてできること。弁護士だったら法廷に立ってお金をいただくことはできても、素人はお金をいただくことはできないと。

話し戻りますけど、医師だからできることと、医師じゃないとできないことっていうのはあります。その知識として入れようと思うのであれば、別にそれが医師であろうと、それこそ弁護士であろうと興味を持って調べることによって、誰でも同じような同等の知識を得られることは、僕は可能だと思っているんです。それをきっちり勉強した上で、僕は全然弁護士でもないですし、医師でもありません。でも、その自分が調べた上において、法曹界の倫理という、法曹界のモラルというんですか、そういうのにたがわないような質問をしているつもりなんですけれども、その資格を持っている、持っていないにかかわらず、知識というのは多分誰でも得られると思うので、そこも含めて全く入れられてないですか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 知識がないと言われればそれまでであります。1つだけですね、今、私がこうやって都橋議員のご質問にお答えしているのは、智頭町長の立場でお答えしております。私の仕事というのは智頭町民を幸せにすることと、智頭町民が不幸にならない、不幸にならないような幸せになるような道筋を誘導するというのが大きな役であると、このように日ごろから考えております。

その中で、今、ご質問なされた、要は知識を勉強すればいいじゃないかと、確かにそうです。しかし、私にとって今、ご質問の知識というのを残念ながら、これは恥ずかしいことかもしれませんが、そういう医学的な知識はないという思いですので、やっぱりこれは残念ですけども、何かこう答えようがないというのが正直な気持ちでして、別に無視しているわけではありません。無視しているわけではありませんけども、安楽死とか尊厳死とか、そういう判例についてどうだとかってということについては、やはり差し控えさせてもらったほうがいいんじゃないかなと、何かそんな感じがします。

○議長（谷口雅人） 都橋議員。

○1番（都橋一仁） 私が議員になって最初の全協で、町長は専門家をそろえたとおっしゃられたんですよね。別に町長が答えられなくてもいたし方ないと思うんですけども、病院を管理する実務者として、そういうような事例が起こった

場合に、町民が当事者になるわけですね。で、町民が当事者になって後で不幸な事態にならないように、そのためにはどのような基準を持っていらっしゃるのかなというのが気になって、この質問をさせていただいた次第なんです。

町長が答えられないのであれば、それはそれでいたし方ないですけども、例えば専門家がいらっしゃるのであれば、もし可能であればお聞きしたいとは思いますが、これに答えられなかったら次の質問にいかせていただきますので。

○議長（谷口雅人） 都橋議員、行政の部分における体制の一般質問でありますので、医療分野に対してのそういうものというのは、この場合答えられる範囲を超えておりますので、質問の趣旨そのものも含めてですけども、もとに戻って行政になじむ形の中での質問を続けていただかないと、いつまでたってもかみ合いませんので、そのことを踏まえて続けられる意思がありましたら続けてください。

都橋議員。

○1番（都橋一仁） じゃあ、これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口雅人） 以上で、都橋一仁議員の質問を終わります。

次に、岸本眞一郎議員の質問を許します。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、新智頭図書館のことと、山林バンクについて質問したいと思います。

まず、新智頭図書館ですが、今、工程表も、はや設計者の選定のためのプロポーザルに進み、1次応募件数が県外30、県内5件、計35件にのぼり、7月1日の最終審査までに数点に絞り込む段階までに来ているようです。

私は、昨年12月定例でもこの図書館について質問をし、答弁をいただきましたが、まだ懸念が残っています。

その1つが来館者数についてです。人口減少や読書の担い手である小中高大生の読書好きが減っている。特に、学年が上がるほど活字離れが進んでいる。また、知の拠点と言われた図書館も、飛躍的なITの進展により、スマホなどで簡単にあらゆることが調べられる時代になって、その足元が揺らいでいる状況で、目標としている年間1万6,000人をどう確保していくのかということでもあります。

もう1点は、火葬場の存続問題で大きくクローズアップされた施設の維持管理費の問題が、新図書館においてはまだ本格的に議論されていないように思います。

町民の中にも、議会報告会や火葬場調査特別委員会の地域での意見交換会の場でも、図書館の新築の必要性や建設費、維持管理費についての不安等が多く出されました。

町民の疑問にも答える意味も含めて、教育長に答弁を求めるものです。

以下は、質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 岸本議員の新図書館の開館に向けての利用者数の確保、また、これは3番のほうにも該当するのかな、維持管理費の点につきましてお答えをしたいと思います。

議員もご心配のように、現在、智頭町の過疎化は顕著であります。出生数の低下や、高校卒業後の都市部への人口流出など、幾つもの課題があります。また、先般の新聞で大学生の53.1%が、1日の読書時間をゼロ分と回答し、大学生の読書離れが浮き彫りになったという記事も、私も読みました。この記事を見て、私も図書時間の減少はスマートフォンの原因ではないか、また、電子書籍の普及ではないか、いろいろと勘繰ったところですけども。

しかし、調べてみましたら、これは現在の大学生の高校までの読書習慣が全体的に低かったことと、大学生が学生生活の中でアルバイト、課外活動等に追われるうちに、読書の時間が減っているということが影響しているようです。大学生も読む人と読まない人の二極化が進んでいるようです。

一方、図書館、学校関係者に聞いてみますと、むしろ10代の子どもは読書離れどころか、読書をするようになってきていると聞いております。事実、智頭小学校では昨年の児童1人当たりの平均貸出冊数が123冊と年々増加しており、中学校も同様の傾向のようです。背景にあると思われるのは、朝の読書活動を文部科学省が平成13年に示したことによる部分と、本町の小中学校がお話し会であったり、ブックトーク、調べ学習等に学校図書館を積極的に活用している結果だと考えます。

このように、小学校や中学校で学校図書館の利用も活発なことから、2年後の新図書館開館時には、児童や生徒が利用したいと思える公共図書館となるよう目指しております。

また、住民ワークショップからは、新図書館で読書をしたり、本を借りたりするだけではなく、住民の居場所や交流の場として活用が期待できます。開館後、

なるべく早い時期に、図書館利用者数の目標としている1万6,000人をクリアし、オーバーするよう、図書館サービスの一層の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

それから、維持管理費の点でありますけども、現在、設計者を選定しているところであり、建物の設計が確定しておりませんので、建物の維持管理費の算定につきましては現在のところできませんが、基本設計の施設設備、機能配置の方針に維持管理を考慮し、経済性にすぐれた建物と掲げておりますので、今後設計者と十分協議してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、教育長が答弁されたように、確かに子どもですね、読書好きだと。それは、1つには学校の図書館機能、司書を配置し、智頭町が手厚い政策をやっている。そして、中央図書館との連携が進んでいる、そういう成果が出ているのではないかなと。その部分では、今、言われたように成果が出ているんですが、その子どもがだんだんに大きくなるにつれて、活字離れがしていくという現実もあるわけですね。

今、言ったように大学生になると53%の人が、1カ月に1冊も読まないような状況になっていく。それをまた若い人が、例えば全部地元に残って、そういう子どもが、読書好きな人が残って利用するという状況であれば、そういう成果も多分認められるんだと思うんですが、今、言ったように若い人は社会減ということで、どうしても都市部に出ていく人が多い。で、これまで読書好きだった人も高齢化が進んで、なかなか図書館に足が向かないようになってくるという現実の中で、その1万6,000人。

確か、これまでのこの図書館整備の資料の中にも平成28年度でしたか、1冊以上借りた人が年間に990人ぐらいという数字が出ていました。その核となる人が複数回行かれるから、延べ人数として1万何千人になるということなので、その核となる母体をふやさないと、その1万6,000人は難しいのかな。

もう一つは、新しい機能として居場所づくりとか、いろんな催し物をする。多分、そのことについては新築効果というようなこともあって、一時的には多分ふえると思うんですが、やはりこの1万6,000人というのは結構、目標は大きいほうがいいんですが、実現性についてやはりちょっと心配するところがある

んですが、ここら辺のそのある程度の積み上げというか、積算したようなものというのではないのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 新築効果を別にねらっているわけではないですけども、やはり近隣からも、あるいはよその新築された施設を見ますと、近隣からも利用者が入ってこられる、こういうようなことも考えられます。

図書館を建てたからといって、人口流出に歯どめがかかるかということ、なかなか難しい部分はありますけども、やはり今、住んでおられる、また今後住み続けていただけるであろう住民の方々にやはり利用していただく。それが図書の貸し出しだけじゃなしに、いろんな催しだとか事業だとか、そういう部分から利活用をお願いしたいなと思っているところであります。

今さっき、1年間に1回以上図書館を利用した人数が、平成29年は924人ということでありました。個人貸し出しの利用者数は1万526人、個人貸し出しの冊数は4万1,789冊ということでありますけども、これが29年度の智頭の図書館の数字であります。小学校の個人貸し出しは3万2,309冊なんですよね。中学校は8,800冊ほどですけども、これは1年間トータルじゃなしに11カ月間という数字であります。ということで、今の子どもたちにはこの図書館がすごい認知されている、そういうようなことが言えるんじゃないかなと思っています。

1万6,000人というのが、絵に描いた餅にならないように進めていかないといけないと思っておりますけども、新図書館の開館1年目である平成32年の目標としては、5万6,600冊を想定しております。貸し出し利用者数については1万2,000人を目標としております。

また、新利用登録者数についても、近年増加していることに加え、新図書館開館の効果を考慮して、200件を目標にします。そして、新しい図書館は面積や機能が広がることで、より幅広い事業を住民の皆様と展開することができると考え、参加人数の目標を2,500人としております。

その他に、学習のためのスペースや多目的スペース、自由に過ごせる場所としての利用等、多くの方に活用していただけるような図書館であることを目指しておりますので、決して1万6,000人が、スタート年度でほんと1万6,000人はなかなか難しい部分があるかと思っておりますけども、総合計画もうたってお

りますように、そこら辺のところは一步一步クリアしていきたい、オーバーして
いきたい、そのように考えております。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、大体積算数字を聞かせていただきました。図書の利
用として1万2,000人、その核となる人が29年度は921人という話で、
やはり核となる図書貸し出し実人数ですね、実人数がやっぱり減ってきていると
いう、そこがもう一つこれから図書館機能というものをアピールして、住民にど
れだけ利用していただけるようにするかというのが、1つのポイントではないかな
という気がします。

学校図書のほうについて今、聞かされたように、本当にいい状況だと思うので、
逆に学校図書が充実しているということが、子どもたちが新図書館に平日学校が
終わってから利用するというのが、ちょっと動機づけが難しいのではないかなと
いう気がしますので、もう少しそこら辺の、多分備えている図書の数というか、
子どもたちが読みたい児童書も多くそろえるんでしょう。この統計の中にも智頭
図書館が貸し出している50%が児童書だと、一般図書が38%となっています
ので、一般図書の方は大人の方でしょうし、児童書が出るということは保護者の
親の方が、そういった児童書を読んでいるのかなということがうかがえますので、
そこら辺をもう少し充実をしてやっていく。催し物等であとの最後の4,000
人ぐらいをとということですので、そこら辺をしっかりとやっていただきたいなとい
うぐあいに思います。

今、2番目の質問として内訳については、それも含めて聞かせていただきました
ので、もう一つは維持管理費ですね。今、教育長が言われたように、まだ設計
図も基本設計もできていないのでわからないという話ですが、ちょうどこのたび
出ました、この総合計画の進行管理結果についてということで、この中で図書館
部分で見ますと2,872万円かかっているんですね、今の図書館部分で。これ
が多分面積が1,000平米、人員も5人になるということになると、これの1.
何倍かに多分なるんだと思うんですが、大体こういう1つの今の現状をベースに
して、大ざっぱでも大体このくらいかなというのは見えませんか、どうでしょ
うか。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 今、2,872万円と言われましたけども、多分これは

ほとんどが人件費であろうかと思えます。今の現在の図書館は総合センターに間借り状態ですので、光熱水費等につきましてはカウントできていません。今度は新しい図書館は独立した単体になりますので、ここら辺のところは光熱水費であったり、また新たな部分が発生してきます。このところは1倍とかそういう、何倍になるのかというのは今のところわかりませんが、設計の概要が決まりましたら、こういう部分で省エネ取り組んでますよとか、いろんな部分でご提案いただけるんじゃないかなと思えますので、その設計者と今後十分協議していく必要があろうかと、このように考えています。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 初めにもちょっと話したんですが、やはり今回の火葬場の件で1つ大きな焦点になったのは、約年間900万円の行政の負担、これが30年間で2億7,000万円いるんだという、町民にとってはちょっとインパクトの大きい数字が出てきたわけですね。

逆に言うと、そういう方式で当てはめると、今回の新図書館の維持管理費が年間、例えば4,000万円くらいかかるんだと。今、人件費だけで2,800万円ですから。で、それが利用がだんだんに少なくなっていくと、非常にコストの重いものになってくるという心配が出てくるんです。

町民としてもそこら辺が、これから人口が減っていくのに、本当にこれだけの大きな図書館が必要なのかという議論というのは、今の火葬場で言っている、本当にこれから智頭町でこれだけのコストをかけて、維持管理していくのが妥当かどうかという議論にもつながってきますので、まだ今のところは基本設計ができていないので、そこら辺のコスト試算ができないということですが、今後そういうものをしっかり試算した上で、当然議会も含めて町民にも示していくような、そういう考え方はあるんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 今から幾らという想定もできないわけですが、今度建てる図書館にあっては、今の現在の人口に見合ったサイズということですので、巨大なものを建てようというところではございません。1万6,000人という目標を掲げておりますけども、何とかその住民の二極化を、間をうめる施策を取り入れてまいりたい、このように考えます。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、その規模については人口に合わせて過大でないという話で、確かにその部分はそうでしょうが、でも基本的には人口というより、利用する核の人数がどのくらいあるかというのが、本当は私は一番大事な数字ではないのかな。

全国的に見て、図書館の利用者数は最大で3割だそうです、人口の。智頭町でいきますと、今の900人を人口7000人で割ると、多分15%ないぐらいな割合になるんです。だとしたら、本来はそういうものを核にして、これぐらいの利用が想定するというのがいいのではないかな。もう既に基本計画できていますので、それはもうひっくり返らないので難しいんですが、やはりこういう維持管理とか将来を見据えた管理のあり方、規模のあり方というのは、そういうものをしっかりと試算の核にさせていただけたらよかったですのではないかなという気がします、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 今現在、人口の15%程度ということですが、何とかその3割に近づくようにもっていきたいと考えておりますし、今、中学校2年生の子どもさんが2年後には高校になるわけですね。図書館の利用も平日は確かに昼間は少ない、学生は少ないですが、その部分は夏休みであったり、それから土日であったり、日曜日、今の休館日の設定は現行どおりの予定で進めておりますが、そこら辺のところを何とか3割に近いような格好で持ち上げていきたいなと思っております。

まだ業者が決まっておきませんので、そこら辺のところ何とも言いにくい部分がありますけども、わかりました情報は我々執行部のうちにためるのではなく、議会を通じて住民のほうに公開してまいりたい、このように考えます。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） もう一つ私、この火葬場の件で1つ気がついた点がありました。それは、やはり議論というのが、初めから町民にこのことについてどうでしょうかという議論の投げ方をしたときには、いろんな多様な意見が出てくるんですね。

確かに、この図書館建設については町民の意見というのが、いろいろワークショップも含めて出されてきたんですが、よく考えてみると、やはりそれはいい図書館が欲しいとか、図書が大好きだという、どちらかというと賛成の方という偏

った形で、こういう話が進んできたのではないかなという気がするんですね。

私たちが、議会報告会とかいろんなところに出てくると、町民というのは何というか、本当にこれが必要なのかという意見が率直に出てきたんですが、なかなかふだんこれまでのやり方については、そういう不安を言う場面、教育課としてはオープンに皆さんに参加してくださいと呼びかけているというのは、それは間違いではないのでいいんですが、結果としてその話の進め方がどっちかという偏った考え方で進んできて、いけいけになったような気がして、もうちょっとこういういろんな事業をするときには、町民に初めからぽんとどうでしょうかということも大事かなというぐあいに考えました。これは、私の個人的な意見です。

では、次の質問に入りたいと思います。

今国会で成立した森林経営管理法は、所有者が伐採や造林、保育などの責務を果たせなければ、立木伐採などの管理を第三者が行えるようにするもので、経営管理権と経営管理実施権の2つの新しい権限を創設し、市町村や森林経営者に与えるいわゆる森林バンク制度の創設です。あわせて、財源となる森林環境税も創設して、林業行政が新たな段階に踏み出すというものです。

この背景には、80万戸の林家の9割近くが10ヘクタール以下の零細経営で、高齢化も進み、山に入る機会が減り、管理が不十分で荒廃が進み、伐採期を迎えても切れない宝の持ちぐされが懸念されるからです。しかも、4分の1近くが不在村地主で、持ち主のわからない山も多いからです。

智頭町では、このような状況を少しでも打ち破ろうとして、先進的な取り組みとして山林バンク制度を立ち上げて、集まった林地を自伐林家を目指す若者に管理させているが、まだ面的な部分が弱いと思います。町長は、国の森林経営管理法と財源を活用して山林バンク制度を伸ばしていくことが必要だと思いますが、どう対応していくつもりなのかお尋ねします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 岸本議員の山林バンク、これは今おっしゃったように、国の森林バンク、それから町でも山林バンクという、そういう関係の中でのご質問であります。

今、おっしゃったように、今国会で森林経営管理法、いわゆる森林バンク法が成立し、平成31年4月1日から施行されることとなりました。この法律は、こ

れまでの森林・林業関係の法律にはなかった考え方で構成されています。具体的には、森林所有者の責務として「適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」と規定されており、この責務を果たせない場合に、市町村が経営管理権を持ち、意欲と能力のある林業経営者に経営を委ねるなど、市町村が主体となった新たな森林管理システムによる、森林整備の推進方策が示されております。

また、林業関係者の悲願であった森林環境税が、平成36年度から課税が始まり、これに先立ち、森林環境譲与税が来年度から地方公共団体に配分されることを含め、まさに林野行政の大きな転換期が到来していると感じます。

そういった中で、智頭町では国に先駆けて平成28年度から、本町独自の制度として山林バンクへの登録を進めております。この制度は、移住者を含めた自伐型林家の活動フィールドの確保を目的とするものであり、2年間で約10ヘクタールの山林を登録しております。引き続き登録を進めるとともに、登録した山林の活用について検討しているところであります。

そこで、国の森林バンク制度と似通った部分はあるものの、現時点で森林経営管理法関連の政令や省令などが示されておらず、国の森林バンク制度の詳細な内容が不明確な部分が多々あります。これらの詳細を把握しながら、町の山林バンクとの関係を整理していきたい、このように考えております。

いずれにしましても、森林経営管理法のスキームと智頭の現状を照らし合わせながら、新たな森林管理システムをうまく機能させつつ、国の重要文化的景観にふさわしい智頭町の山づくりを、林業関係者で一丸となって進めていきたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 智頭の実地バンクの趣旨というのは、自伐林家を育成しようという考え方と、国の森林バンクというのは、やはり管理されない林地を国というか、強制的に市町村に管理権を与えてやるというもので、ちょっと違いがあるというのはわかります。

けれど、山林バンク制度の1つの弱いところは、登録するのが善意の第三者ですね。やはり「うちがよう管理しないから、町が何とかしてもらえないでしょうか」という、そういう申し出に基づいてするということで、今のところ去年の実績では7.03ヘクタールということで、とてもこういう面積だけでは自伐林家

が生活していくというのは難しいと思うんです。

今、言ったように、そういう弱い部分を新しい森林経営管理法では町村にある程度国が責任というか、管理できない山林を町村に責任を持たせようという部分が見えますので、それについては環境税が使えるということなので、そういうこともうまく活用しながら自伐林家のフィールドの場、仕事の場、両方ふやしていくということが考えられるのではないかなという気がするんですが、そういった面でリンクできるのではないかなという気がするんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今も申しましたように、智頭町の山林バンクとそれから国の山林バンクは多少違うということもあるでしょうけども、要は、いよいよ国が本腰を入れて、山に向かってきだしたと。いよいよこの長らく、正直に言いまして日本の国土の7割弱が森林にもかかわらず、国は余り山に目を向けてこなかったと、政治家も。ところが、ここに至ってやっとこさ森林環境税、今言いましたけども、いよいよ国から税金をとって、国民から税をかけて、山をということがいよいよきたわけですね。

そういった中で、私は正直に、今までの森林組合の方式でただ委ねるだけで本当にいいのかどうか。これは日本の全体が、要はどのまちにも県にも森林組合はございます。国は丸投げとは言いませんけども、要するに森林組合に頼ってきたと。今まで何の疑問も持たないで、こういう93%山のある智頭町も森林組合に身を委ねてきたわけですけども、私はもうそろそろ森林組合を否定するわけではありませんけども、やはりこの午前中にも大河原議員から、要するに人はどうするんだというようなご質問がありました。じゃあ森林組合にただ頼って、本当に高齢者社会の中で、組合は新しい人材をどんどん発掘してくれるかどうか、これは非常に疑問であります。そういった面を町として今度は本腰を入れて、移住策、そして定住策につなげて、若い人をどんどん外から引っ張ってくるんだと、というような頭を切りかえないといけないと。

そういう中で、国に先駆けて平成28年度から、智頭町の山林バンクを思いついたということでもあります。これは、国もまだしっかりしたスタンスがない部分もありますけども、要はいずれこれとリンクして、うまく回転させるような仕組みを国が言うのを待ってじゃなくて、むしろ智頭町から先進的にしかけていって、

93%の山をいよいよ動かすという方向にもっていかないと、私はだめじゃないかなと、そんな気がしておりますので。

これから自伐林家もしかり、そして森林組合とももう少し綿密な話し合いをしないと、このまま町が横を向くと、私は大変なことになるんじゃないかなと、そう思っておりますので、これから森林組合との話を、腹を割って1回話をしないと、大きな方向転換ができないんじゃないかなと、そんなことを思っております。

いずれにしましても、大きな転換期にきていることは事実ですので、いよいよ智頭町にお待たせしました、チャンスがきたなというようなにおいがプンプンとするのは事実であります。そういった面で、これは一挙にこの高齢者社会にあって、この智頭町の93%の山の担い手をどうするか、これは大きなテーマとして果敢に挑戦をしたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この森林経営管理法は1つには、市町村の役割が大きくなって来るんですね。そのときに受け皿となる意欲のある経営体を育てるという側面と、町村が管理できない山林を管理権を発揮するという部分で、そうなるやはり専門性の高い人がどうしてもいると思うんです。そこら辺を町としてどう確保していくのか、育てていくのかということが課題になると思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 当然であります。それで、ちょっと時間がありませんので、早口で言いますけども、平成19年度から県の林業関係職員を派遣いただいております、役場職員の人材育成に一定の効果があらわれつつありますが、今後は県と町の相互派遣も視野に入れておるところであります。

ことしから、地域林政アドバイザー制度を活用して、県の林業関係職員OBを役場の臨時職員として1名任用し、森林経営計画の認定に係る事業体との調整をはじめ、林業担当職員への指導を担当させております。新たな森林管理システムが動き出せば、その役割はますます重要なものとなってまいります。今後もこの制度を活用し、林業の専門知識を持つ職員を育てていきたい、このように思っております。

いずれにしましても、今、言いましたように93%の森林をさまざまな角度か

ら活用するとともに、国の重要文化的景観にふさわしい林業景観を将来にわたって引き継いでいくと、この体制をしっかりと整えて、今までじっと我慢してきました。材が安いにもかかわらず、山の裏側から見よう。

そういった中で、森林セラピー、不要だとおっしゃる方もおりますし、森のようちえんしかり、いろいろありましたけども、そこは我慢で今日までやってきた。そして、いよいよ新しい時代を28年度からしかけて、国もこういう制度ができて、これに合体すると。今が一番いい時期にいよいよ入ったと、このように認識しておりますので、頑張ります。

以上です。

○9番（岸本眞一郎） 以上で、質問を終わります。

○議長（谷口雅人） 以上で、岸本眞一郎議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午後 2時38分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成30年6月18日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男

智頭町議会議員 中 野 ゆ かり